

【表紙】

【提出書類】 半期報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2025年7月31日
【計算期間】 第16期中(自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)
【ファンド名】 みずほ GS インベストメント・ユニット・トラスト - みずほ GS
ハイブリッド証券ファンド
(Mizuho GS Investment Unit Trust - Mizuho GS Hybrid
Securities Fund)
- 米ドルクラス(毎月分配型) (USD Distribution Class)
- 米ドルクラス(無分配型) (USD Accumulation Class)
- 豪ドルクラス(毎月分配型) (AUD Distribution Class)
- 豪ドルクラス(無分配型) (AUD Accumulation Class)
【発行者名】 シーエス(ケイマン)リミテッド
(CS (Cayman) Limited)
【代表者の役職氏名】 授権署名者 アネカ・バヴェリア
(Aneka Bavalia, Authorized Signatory)
授権署名者 エドラ・ラウズ
(Edra Rouse, Authorized Signatory)
【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-9005、グランド・ケイマン、カマナ・ベイ、ワ
ン・ネクサス・ウェイ
(One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman
Islands)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
同 大西 信治
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
同 大西 信治
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【電話番号】 03(6212)8316
【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【ファンドの運用状況】

みずほGSインベストメント・ユニット・トラスト(以下「マスター・トラスト」という。)のサブ・トラストであるみずほGSハイブリッド証券ファンド(以下「トラスト」という。)の運用状況は、以下のとおりである。

(1)【投資状況】

<トラストの投資状況>

(2025年5月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
投資信託	ケイマン諸島	121,432,313.67	98.45
	アイルランド	1,130,383.40	0.92
小 計		122,562,697.07	99.36
現金およびその他の純資産(負債控除後)		787,277.88	0.64
合 計(純資産価額)		123,349,974.95 (約17,746百万円)	100.00

(注1) 上記投資比率とはトラストの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。

(注2) 各外国通貨の円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、2025年5月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル=143.87円、1豪ドル=92.58円および1ユーロ=163.57円による。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。以下同じ。

<マスター・ファンドの投資状況>

マスター・ファンドであるグローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト(Global Subordinated Debt Securities Sub-Trust)の投資状況は次のとおりである。

(2025年5月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
確定利付債券	米国	39,385,555.07	20.02
	フランス	23,862,727.98	12.13
	イギリス	22,880,254.56	11.63
	オーストラリア	19,591,354.62	9.96
	オランダ	13,183,847.16	6.70
	スペイン	12,029,613.18	6.11
	ドイツ	10,978,478.45	5.58
	イタリア	8,173,477.86	4.15
	日本	7,630,421.46	3.88
	オーストリア	6,939,458.66	3.53
	カナダ	6,663,634.30	3.39
	ベルギー	4,871,338.56	2.48
	アイルランド	4,855,693.60	2.47
	メキシコ	3,619,500.00	1.84
	デンマーク	1,549,901.85	0.79
	スイス	1,218,819.74	0.62
小 計		187,434,077.05	95.26
現金およびその他の純資産(負債控除後)		9,335,998.90	4.74
合 計(純資産価額)		196,770,075.95 (約28,309百万円)	100.00

(注) 上記投資比率とはマスター・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。

(2) 【運用実績】

【純資産の推移】

トラスの2025年5月末日前1年間における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産価額		クラス	1口当たり純資産価格		
	米ドル	円		各クラス参照通貨	円	
2024年6月末日	136,525,570.39	19,641,933,812	米ドルクラス(毎月分配型)	69.80	米ドル	10,042
			米ドルクラス(無分配型)	158.50	米ドル	22,803
			豪ドルクラス(毎月分配型)	55.56	豪ドル	5,144
			豪ドルクラス(無分配型)	182.68	豪ドル	16,913
			ユーロクラス(毎月分配型)	57.56	ユーロ	9,415
7月末日	135,672,181.04	19,519,156,686	米ドルクラス(毎月分配型)	70.48	米ドル	10,140
			米ドルクラス(無分配型)	160.84	米ドル	23,140
			豪ドルクラス(毎月分配型)	55.89	豪ドル	5,174
			豪ドルクラス(無分配型)	185.25	豪ドル	17,150
			ユーロクラス(毎月分配型)	57.97	ユーロ	9,482
8月末日	138,961,959.31	19,992,457,086	米ドルクラス(毎月分配型)	70.91	米ドル	10,202
			米ドルクラス(無分配型)	162.62	米ドル	23,396
			豪ドルクラス(毎月分配型)	56.00	豪ドル	5,184
			豪ドルクラス(無分配型)	187.14	豪ドル	17,325
			ユーロクラス(毎月分配型)	58.16	ユーロ	9,513
9月末日	141,027,294.12	20,289,596,805	米ドルクラス(毎月分配型)	71.54	米ドル	10,292
			米ドルクラス(無分配型)	164.89	米ドル	23,723
			豪ドルクラス(毎月分配型)	56.28	豪ドル	5,210
			豪ドルクラス(無分配型)	189.56	豪ドル	17,549
			ユーロクラス(毎月分配型)	58.53	ユーロ	9,574
10月末日	131,736,543.00	18,952,936,441	米ドルクラス(毎月分配型)	70.40	米ドル	10,128
			米ドルクラス(無分配型)	163.05	米ドル	23,458
			豪ドルクラス(毎月分配型)	55.18	豪ドル	5,109
			豪ドルクラス(無分配型)	187.37	豪ドル	17,347
11月末日	131,618,644.29	18,935,974,354	米ドルクラス(毎月分配型)	70.70	米ドル	10,172
			米ドルクラス(無分配型)	164.76	米ドル	23,704
			豪ドルクラス(毎月分配型)	55.29	豪ドル	5,119
			豪ドルクラス(無分配型)	189.30	豪ドル	17,525
12月末日	126,043,778.58	18,133,918,424	米ドルクラス(毎月分配型)	69.93	米ドル	10,061
			米ドルクラス(無分配型)	163.58	米ドル	23,534
			豪ドルクラス(毎月分配型)	54.43	豪ドル	5,039
			豪ドルクラス(無分配型)	187.87	豪ドル	17,393

	純資産価額		クラス	1口当たり純資産価格	
	米ドル	円		各クラス参照通貨	円
2025年1月末日	125,770,111.95	18,094,546,006	米ドルクラス(毎月分配型)	70.10 米ドル	10,085
			米ドルクラス(無分配型)	164.81 米ドル	23,711
			豪ドルクラス(毎月分配型)	54.39 豪ドル	5,035
			豪ドルクラス(無分配型)	189.32 豪ドル	17,527
2月末日	125,860,364.79	18,107,530,682	米ドルクラス(毎月分配型)	70.46 米ドル	10,137
			米ドルクラス(無分配型)	166.49 米ドル	23,953
			豪ドルクラス(毎月分配型)	54.50 豪ドル	5,046
			豪ドルクラス(無分配型)	191.28 豪ドル	17,709
3月末日	123,986,244.86	17,837,901,048	米ドルクラス(毎月分配型)	69.64 米ドル	10,019
			米ドルクラス(無分配型)	165.37 米ドル	23,792
			豪ドルクラス(毎月分配型)	53.67 豪ドル	4,969
			豪ドルクラス(無分配型)	189.95 豪ドル	17,586
4月末日	123,340,701.78	17,745,026,765	米ドルクラス(毎月分配型)	69.39 米ドル	9,983
			米ドルクラス(無分配型)	165.63 米ドル	23,829
			豪ドルクラス(毎月分配型)	53.27 豪ドル	4,932
			豪ドルクラス(無分配型)	190.16 豪ドル	17,605
5月末日	123,349,974.95	17,746,360,896	米ドルクラス(毎月分配型)	69.56 米ドル	10,008
			米ドルクラス(無分配型)	166.89 米ドル	24,010
			豪ドルクラス(毎月分配型)	53.22 豪ドル	4,927
			豪ドルクラス(無分配型)	191.57 豪ドル	17,736

(注1) 本表には、取引を取引日翌日に反映するという原則に基づく数値が記載されており、取引日現在の処理に基づき作成される財務書類と比較した場合、数値が異なる場合がある。財務書類は取引日当日の取引を含むが、本表中に記載される数値は1日の遅れがあり計算期間の最終営業日当日に発生した取引を含んでいない。

(注2) ユーロクラス(毎月分配型)は、2024年10月15日に償還した。

【分配の推移】

米ドルクラス(毎月分配型)

	1口当たりの分配金	
	米ドル	日本円
2024年 6月	0.35	50
7月	0.35	50
8月	0.35	50
9月	0.35	50
10月	0.35	50
11月	0.35	50
12月	0.35	50
2025年 1月	0.35	50
2月	0.35	50
3月	0.35	50
4月	0.35	50
5月	0.35	50

豪ドルクラス(毎月分配型)

	1口当たりの分配金	
	豪ドル	日本円
2024年6月	0.45	42
7月	0.45	42
8月	0.45	42
9月	0.45	42
10月	0.45	42
11月	0.45	42
12月	0.45	42
2025年1月	0.45	42
2月	0.45	42
3月	0.45	42
4月	0.45	42
5月	0.45	42

米ドルクラス(無分配型)および豪ドルクラス(無分配型)については、該当なし。

【収益率の推移】

2025年5月末日前1年間における収益率は次のとおりである。

クラス	収益率(注)
米ドルクラス(毎月分配型)	5.43%
米ドルクラス(無分配型)	5.57%
豪ドルクラス(毎月分配型)	4.85%
豪ドルクラス(無分配型)	5.05%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 2025年5月末日現在の受益証券1口当たり純資産価格(当計算期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 2024年5月末日現在の受益証券1口当たり純資産価格(分配落の額)

2【販売及び買戻しの実績】

2025年5月末日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに2025年5月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

米ドルクラス(毎月分配型)

販売口数	買戻口数	発行済口数
5,000	27,327	505,904
(5,000)	(27,327)	(505,904)

米ドルクラス(無分配型)

販売口数	買戻口数	発行済口数
0	24,957	189,581
(0)	(24,957)	(189,581)

豪ドルクラス(毎月分配型)

販売口数	買戻口数	発行済口数
0	86,630	822,288
(0)	(86,630)	(822,288)

豪ドルクラス(無分配型)

販売口数	買戻口数	発行済口数
0	22,932	229,991
(0)	(22,932)	(229,991)

(注) ()内の数字は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

< 参考資料 >

投資有価証券の主要銘柄 (2025年5月末日現在)

銘柄名	グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブトラスト	
国名	ケイマン諸島	
種類	投資信託	
数量	614,349,457	
簿価(米ドル)	総額	111,087,563.92
	単価	180.82
時価(米ドル)	総額	121,432,313.67
	単価	197.66
投資比率(%)	98.45	

●上記投資比率とはトラストの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

実質的な上位銘柄 (2025年5月末日現在)

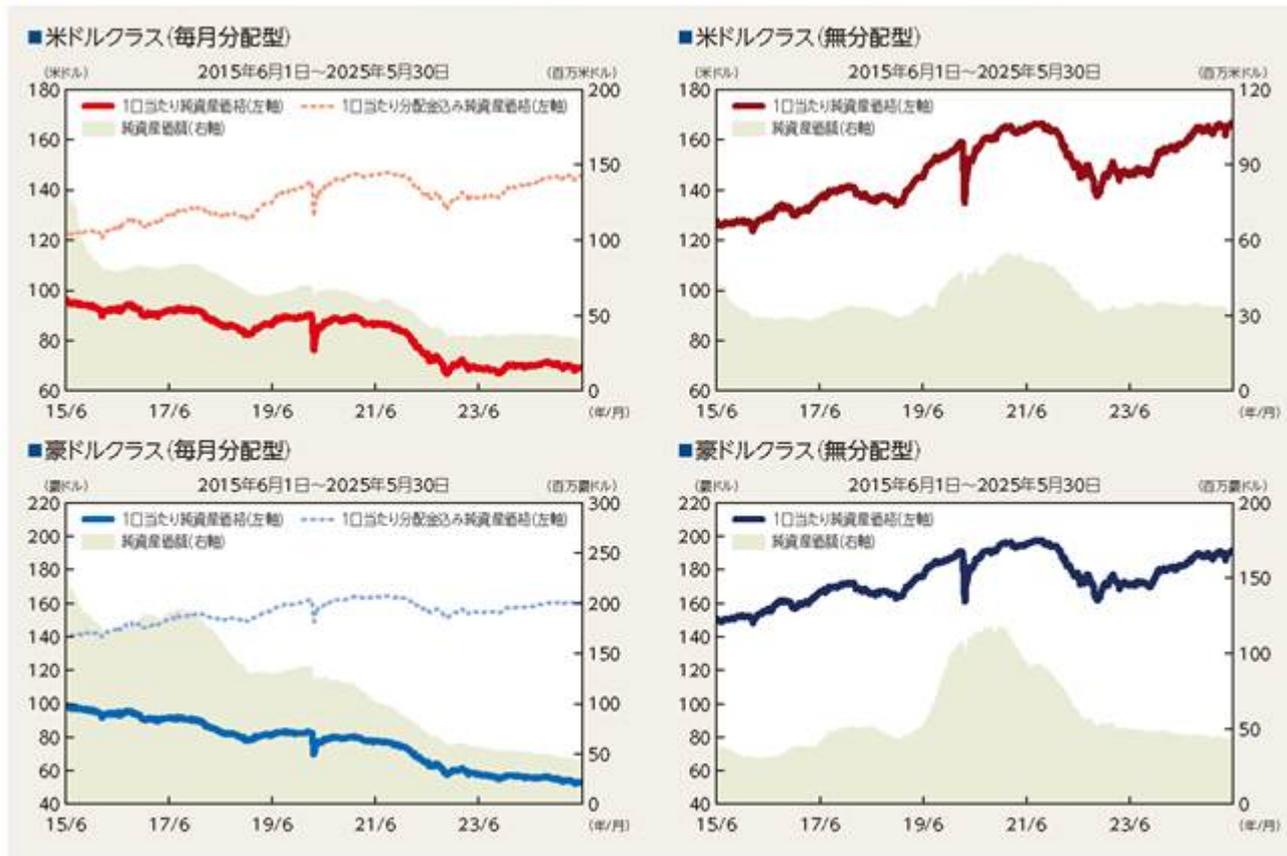
(債券および優先証券)

	銘柄名	投資比率(%)
1	MORGAN STANLEY V/R 01/19/38	2.92
2	JPMORGAN CHASE & V/R 09/14/33	2.76
3	KBC GROUP NV V/R 04/17/35/EUR/	2.48
4	WESTPAC BANKING C V/R 11/18/36	2.42
5	DEUTSCHE BANK NY V/R 02/10/34	2.34
6	TORONTO-DOMINION V/R 10/31/82	2.31
7	COMMERZBANK V/R 10/16/34/EUR/	2.16
8	PRUDENTIAL FUNDIN V/R 11/03/33	1.94
9	RAIFFEISEN B V/R 06/18/32/EUR/	1.92
10	AUST & NZ BANKING V/R 09/18/34	1.89

●マスター・ファンドであるグローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブトラストへの投資を通じた実質的な組入上位10銘柄です。
●上記投資比率とはマスター・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

純資産価額および1口当たりの純資産価格の推移 (2025年5月末日現在)

●1口当たり分配金込み純資産価格とは、1口当たりの純資産価格と、分配があった場合における分配金(税引前)とを合計した金額です。

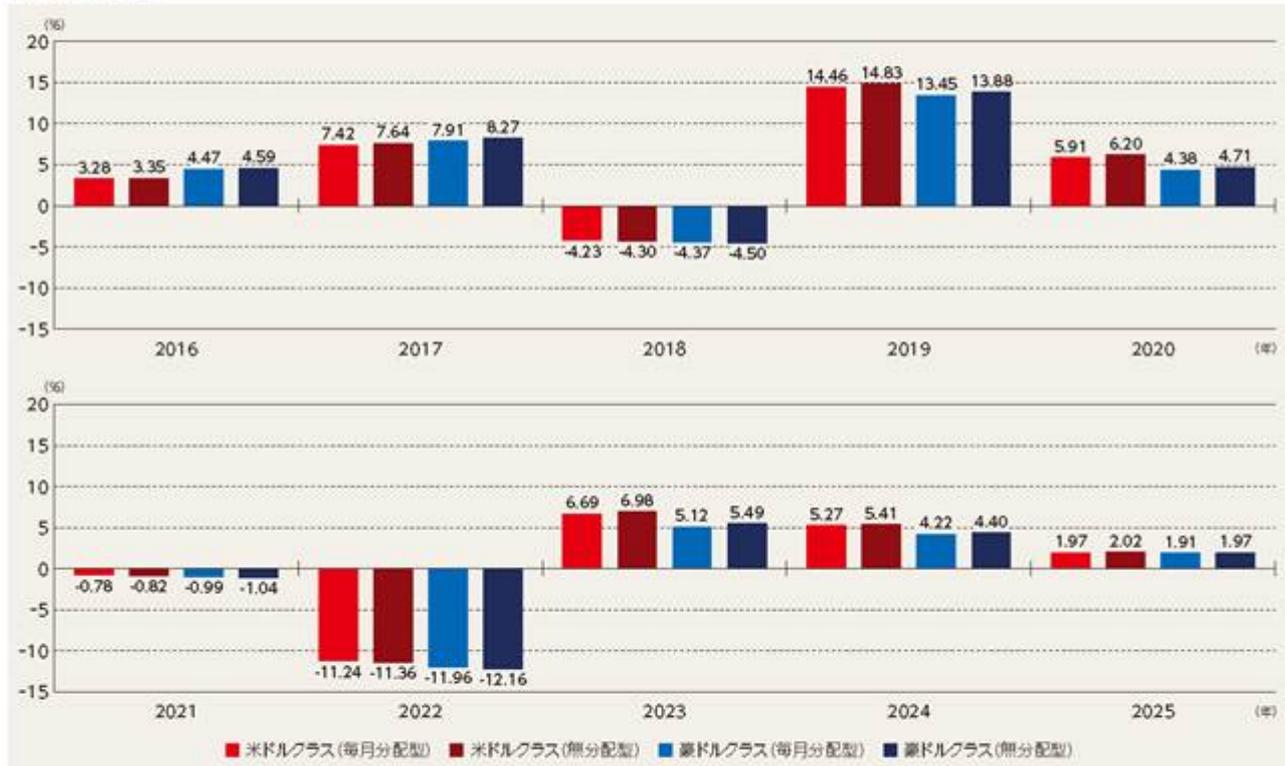


分配の推移(1口当たり、税引前、2025年5月末日現在)

●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

通貨クラス (表示通貨)	第6会計年度	第7会計年度	第8会計年度	第9会計年度	第10会計年度	第11会計年度	第12会計年度	第13会計年度	第14会計年度	第15会計年度	直近1年累計	設定以来累計
米ドルクラス(毎月分配型) (米ドル)	5.40	5.40	5.40	5.40	5.40	5.40	5.20	4.20	4.20	4.20	4.20	76.50
豪ドルクラス(毎月分配型) (豪ドル)	8.40	8.40	8.40	7.80	6.60	6.10	5.40	5.40	5.40	5.40	5.40	107.55

収益率の推移



- 2025年は1月から5月末までの収益率を表示しています。
- 収益率は、年末(2025年については5月末)の1口当たり純資産価格に分配金(税引前)を加えて算出しています。
- 本トラストにベンチマークはありません。

運用実績の記載に係る注記事項

トラストの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

3【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成された原文の中間財務書類を日本語に翻訳したものである。(ただし、円換算部分を除く。)これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)の監査を受けていない。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について2025年5月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=143.87円)で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(1) 【資産及び負債の状況】

みずほ GS ハイブリッド証券ファンド
 財政状態計算書(無監査)
 2025年4月30日現在

	注記	2025年4月30日		2024年10月31日	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
流動資産					
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	3 (c), 4	123,313,155	17,741,064	135,198,796	19,451,051
未収金:					
配当金		5,524	795	-	-
費用払戻し		314,747	45,283	284,215	40,890
その他の資産		70,903	10,201	61,158	8,799
現金および現金等価物	3 (d), 12	1	0	4	1
資産合計		123,704,330	17,797,342	135,544,173	19,500,740
負債					
流動負債					
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	3 (c), 4	70,032	10,076	3,380,641	486,373
銀行に対する債務		61,932	8,910	-	-
未払金:					
受益証券買戻し	3 (f), 8	19,429	2,795	211,879	30,483
販売報酬	7 (d)	54,355	7,820	-	-
弁護士報酬		43,925	6,319	24,083	3,465
監査報酬		34,020	4,894	63,463	9,130
投資運用報酬	7 (a)	30,348	4,366	34,899	5,021
代行協会員報酬	7 (f)	20,189	2,905	23,103	3,324
名義書換事務代行報酬	7 (e)	19,258	2,771	26,563	3,822
印刷費用		13,665	1,966	11,908	1,713
保管報酬	7 (c)	10,231	1,472	9,710	1,397
管理事務代行報酬	7 (c)	4,052	583	4,167	600
受託報酬	7 (c)	1,621	233	1,667	240
その他の報酬		-	-	15,547	2,237
負債合計(買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産を除く)		383,057	55,110	3,807,630	547,804
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		123,321,273	17,742,232	131,736,543	18,952,936

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

みずほ GS ハイブリッド証券ファンド
包括利益計算書(無監査)
 2024年11月1日から2025年4月30日までの期間

	注記	2025年4月30日		2024年4月30日	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
受取利息	3 (b)	-	-	14	2
受取配当金	3 (b)	37,132	5,342	40,846	5,877
その他の収益		-	-	5,452	784
損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る実現純利益/(損失):					
投資		1,053,774	151,606	176,342	25,370
為替契約		(5,423,263)	(780,245)	281,927	40,561
損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る未実現利益/(損失)の純変動:					
投資		1,732,106	249,198	9,436,757	1,357,666
為替契約		3,865,710	556,160	943,308	135,714
純収益		1,265,459	182,062	10,884,646	1,565,974
運用費用					
販売報酬	7 (d)	497,386	71,559	424,311	61,046
代行協会員報酬	7 (f)	125,575	18,066	139,618	20,087
投資運用報酬	7 (a)	50,206	7,223	69,809	10,043
監査報酬		34,657	4,986	28,947	4,165
弁護士報酬		19,964	2,872	-	-
管理報酬	7 (b)	16,745	2,409	20,104	2,892
管理事務代行報酬	7 (c)	12,386	1,782	12,442	1,790
保管報酬	7 (c)	8,044	1,157	9,859	1,418
印刷費用		5,677	817	21,712	3,124
受託報酬	7 (c)	4,954	713	4,977	716
名義書換事務代行報酬	7 (e)	1,000	144	1,000	144
支払利息	3 (b)	-	-	81	12
その他の費用		17,540	2,523	10,000	1,439
運用費用純額		794,134	114,252	742,860	106,875
運用による純利益		471,325	67,810	10,141,786	1,459,099
財務費用:					
参加受益証券保有者に対する分配金	3 (g), 10	2,528,242	363,738	2,849,650	409,979
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動額		(2,056,917)	(295,929)	7,292,136	1,049,120

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

みずほ GS ハイブリッド証券ファンド
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書(無監査)
 2024年11月1日から2025年4月30日までの期間

	注記	2025年4月30日		2024年10月31日	
		米ドル	千円	米ドル	千円
期首における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		131,736,543	18,952,936	135,561,041	19,503,167
買戻可能参加受益証券の発行による受取額合計	8	312,765	44,998	1,283,497	184,657
買戻可能参加受益証券の買戻による支払額合計	8	(6,671,118)	(959,774)	(15,911,785)	(2,289,229)
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動額		(2,056,917)	(295,929)	10,803,790	1,554,341
期末における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		123,321,273	17,742,232	131,736,543	18,952,936

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

みずほ GS ハイブリッド証券ファンド
 キャッシュ・フロー計算書（無監査）
 2024年11月1日から2025年4月30日までの期間

	注記	2025年4月30日		2024年4月30日	
		米ドル	千円	米ドル	千円
運用活動によるキャッシュ・フロー					
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動額		(2,056,917)	(295,929)	7,292,136	1,049,120
調整：					
現金に係る為替差益 / (損)		215	31	71	10
参加受益証券保有者に対する分配金	3 (g), 10	2,528,242	363,738	2,849,650	409,979
受取利息		-	-	(14)	(2)
受取配当金		(37,132)	(5,342)	(40,846)	(5,877)
支払利息		-	-	81	12
合計		434,408	62,498	10,101,078	1,453,242
運用資産の純（増加） / 減少額：					
未収金：					
投資売却		-	-	27,365	3,937
費用払戻し		(30,532)	(4,393)	(46,444)	(6,682)
その他の資産		(9,745)	(1,402)	(18,526)	(2,665)
損益を通じて公正価値で測定する金融資産		11,885,641	1,709,987	(13,512)	(1,944)
運用負債の純増加 / (減少) 額：					
銀行に対する債務		61,932	8,910	-	-
未払金：					
投資購入		-	-	(12,048)	(1,733)
販売報酬	7 (d)	54,355	7,820	(580)	(83)
弁護士報酬		19,842	2,855	(24,250)	(3,489)
印刷費用		1,757	253	21,578	3,104
保管報酬	7 (c)	521	75	6,750	971
管理報酬	7 (b)	-	-	(15,246)	(2,193)
受託報酬	7 (c)	(46)	(7)	(23)	(3)
管理事務代行報酬	7 (c)	(115)	(17)	(59)	(8)
代行協会員報酬	7 (f)	(2,914)	(419)	(1,765)	(254)
投資運用報酬	7 (a)	(4,551)	(655)	23,383	3,364
名義書換事務代行報酬	7 (e)	(7,305)	(1,051)	13,575	1,953
監査報酬		(29,443)	(4,236)	(36,561)	(5,260)
その他の報酬		(15,547)	(2,237)	(28,489)	(4,099)
損益を通じて公正価値で測定する金融負債		(3,310,609)	(476,297)	(878,473)	(126,386)
運用活動により生じた / (使用した) 現金額		9,047,649	1,301,685	9,117,753	1,311,771
利息の受取額		-	-	14	2
配当金の受取額		31,608	4,547	40,846	5,877
利息の支払額		-	-	(81)	(12)
運用活動により生じた / (使用した) 現金純額		9,079,257	1,306,233	9,158,532	1,317,638
財務活動によるキャッシュ・フロー：					
買戻可能参加受益証券の発行による受取額	8	312,765	44,998	1,283,496	184,657
買戻可能参加受益証券の買戻しによる支払額	8	(6,863,568)	(987,462)	(7,600,031)	(1,093,416)
参加受益証券保有者に対する分配金		(2,528,242)	(363,738)	(2,849,650)	(409,979)
財務活動により生じた / (使用した) 現金純額		(9,079,045)	(1,306,202)	(9,166,185)	(1,318,739)
現金に係る為替差益 / (損)		(215)	(31)	(71)	(10)
現金の純増加 / (減少)		(3)	(0)	(7,724)	(1,111)
期首における現金および現金等価物		4	1	7,729	1,112
期末における現金および現金等価物		1	0	5	1

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

[次へ](#)

みずほ GS ハイブリッド証券ファンド
財務書類に対する注記(無監査)
2025年4月30日終了期間

1. 組織

みずほ GS ハイブリッド証券ファンド(以下「トラスト」という。)は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(その役割により、以下「受託会社」という。)とシーエス(ケイマン)リミテッド(その役割により、以下「管理会社」という。)との間の、2010年4月16日付信託証書(随時修正または改訂済)によって設立されたケイマン諸島のユニット・トラストである、みずほ GS インベストメント・ユニット・トラスト(以下「マスター・トラスト」という。)の個別のサブ・トラストである。トラストは、トラストの英文目論見書に定義されているとおり、「マスター・フィーダー」構造の一部として設定されている。

トラストおよびゴールドマン・サックス・グループ・インク(以下「ゴールドマン・サックス」という。)の関連当事者であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(以下「GSAM」という。)は、投資顧問契約(以下「投資顧問契約」という。)に従い、トラストの投資顧問会社(以下「投資顧問会社」という。)として従事する。投資顧問会社は、その投資に関連するトラストの日々の運用状況を監督し、モニターする責任を負う。

投資顧問会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(以下「GSAMC」という。)とゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(以下「GSAMI」という。)を副投資顧問会社に任命している。GSAMCとGSAMIはトラストに継続的かつ専門的な投資アドバイスを提供し、トラストに代わってすべての取引を実行・管理している。

販売されるトラストの受益証券(以下「受益証券」という。)は、非米国人に対してのみ募集される。受益証券は、米国、米国の領土または所有地において、あるいは米国人に対しては販売のための募集は行われておらず、またその予定もない。受益証券を米国人に譲渡する、あるいは米国人の利益のために保有することはできない。

トラストは以下の日に運用を開始した。

受益証券のクラス	運用開始日
豪ドルクラス(無分配型)	2010年5月14日
豪ドルクラス(毎月分配型)	2010年5月14日
米ドルクラス(無分配型)	2010年5月14日
米ドルクラス(毎月分配型)	2010年5月14日

財務書類は、トラストの機能通貨および表示通貨である米ドル(「アメリカ合衆国ドル」)で表示されている。投資顧問会社は、当該通貨が、トラストの対象となる取引、事象および状況についての経済的な影響を最も正確に表していると思料する。

トラストは、豪ドルクラス(無分配型)および豪ドルクラス(毎月分配型)(以下各々「為替取引付クラス」という。)の通貨エクスポージャーをそれぞれの通貨に対してヘッジする。

トラストは、受託会社および管理会社が投資顧問会社と協議の上、当該日をその後の特定の日に変更する旨を書面により宣言しない限り、2029年10月15日付で終了する。

2. 投資目的

トラストの投資目的は、配当等収益および値上がり益からなる長期トータル・リターンを受益者に提供することである。トラストは、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(以下「GSAM」という。)が管理しているケイマン諸島のユニット・トラストであるゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラストの個別のサブ・トラストであるグローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト(以下「マスター・ファンド」という。)の米ドル建てクラス受益証券にすべて、またはほぼすべての資産を配分することでこの投資目的を追求することになる。この投資目的により、投資者はある種の独特なリスクを負う。他のファンドに対するトラストの投資は、それぞれの投資先ファンドの英文目論見書に記載の条件による制約を受ける。

マスター・ファンドの投資目的は、主として金融機関により発行される劣後債およびシニア債に投資しつつ優先証券やCoCo債などに投資を行い、配当等収益および値上がり益からなる長期トータル・リターンを受益者に提供することである。マスター・ファンドは、金融機関以外の法人が発行した社債または劣後債に投資することができる。通常の場合では、マスター・ファンドが取得する確定利付証券は、投資顧問会社の投資時の評価で、S&Pグローバル・レーティングによるBBB-格もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービスによるBaa3格相当またはそれ以上の信用格付を得ているか、米国で公認されている他の格付機関により同等の格付を得ていることが見込まれている。マスター・ファンドの投資顧問会社は主に、非米ドル建てのマスター・ファンドの資産を米ドルに対してヘッジする意向である。

2025年4月30日および2024年10月31日現在、トラストは、マスター・ファンドの純資産のそれぞれ61.33%および62.83%を保有していた。

トラストは、マスター・ファンドに投資する。2025年4月30日終了期間中、トラストによるマスター・ファンドの購入および買戻しの総額は、それぞれ0米ドルおよび16,300,000米ドルであった。2025年4月30日現在、キャピタル・コミットメントの債務はなく、トラストは、マスター・ファンドに対する未決済の購入未払金または売却未収金はなかった。2024年10月31日終了年度中、トラストによるマスター・ファンドの購入および買戻しの総額は、それぞれ4,092,639米ドルおよび23,174,933米ドルであった。2024年10月31日現在、キャピタル・コミットメントの債務はなく、トラストは、マスター・ファンドに対する未決済の購入未払金または売却未収金はなかった。

トラストは、マスター・ファンドの買戻参加受益証券を購入することによってマスター・ファンドに投資する。マスター・ファンドは、いずれの営業日においても当該受益証券の買戻しを認める。

マスター・ファンドのポートフォリオの公正価値の変動および付随するマスター・ファンドの公正価値の変動は、トラストを損失のリスクに晒す。

3. 重要性がある会計方針の概要

(a) 財務書類

財務書類作成の基礎

本財務書類は、IFRS会計基準に準拠して作成されている。本財務書類は取得原価主義に基づいて作成されているが、損益を通じて公正価値で保有する金融資産および金融負債(デリバティブを含む)の再評価による修正が加えられている。本財務書類の作成にあたり、経営陣は、本財務書類および添付の注

記の報告額に影響を与えうる一定の見積および仮定を行うことが要求される。実際の結果は、かかる見積と異なることがある。

- i. 2025年1月1日以降に開始する年度から効力を生じ、トラストに効力を生じたまたは適用された新基準、修正基準および解釈指針

2025年1月1日以降に開始する年度から効力を生じる新基準、既存の基準に対する修正または解釈指針で、トラストの財務書類に重要な影響を与えると予想されるものはない。

- ii. トラストの財務書類に関連するが、将来の日付まで効力を生じない新基準、修正基準および解釈指針

2024年4月、国際会計基準審議会は、IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」を公表した。かかるIFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」は、包括利益計算書において新たに要求される区分および小計並びに情報のグループ化に関するガイダンスの強化を含む新たな要求事項を導入することにより、財務報告の質を向上させることを目的としている。IFRS第18号は、IAS第1号「財務諸表の表示」に代わるものである。当該基準は2027年1月1日以降に開始する年度から効力を生じ、早期適用が認められている。トラストは現在、これらの新たな要求事項に対する影響を評価している。

(b) 投資取引、関連投資収益および運用費用

トラストは投資取引を取引日基準で計上している。実現損益は先入先出法に基づく。受取配当金および支払分配金は分配落ち日に計上され、受取利息および支払利息は投資の年数にわたり計上される。発生時に付利される当座借越費用(もしあれば)は、支払利息に計上される。受取利息は市場割引および発行割引の増加、ならびにプレミアムの償却を含み、投資の年数にわたり収益に計上される。受取利息および受取配当金(もしあれば)は、包括利益計算書に源泉徴収前の総額ベースで認識および表示される。受取利息には、現金および現金等価物からの利息が含まれる。費用払戻し(もしあれば)は、包括利益計算書に表示される。

運用費用は、発生主義で認識される。

取引費用は、発生した場合、包括利益計算書に認識される。

トラストは、運用費用ならびに受益証券の募集および販売に関連して生じる当初費用および継続的費用のすべてを負担する。かかる費用には、印刷費、マーケティング費、弁護士報酬、募集契約および関連書類の検討に関連して生じる費用ならびにトラスト、管理会社、受託会社、投資顧問会社、販売会社、いずれかの副販売会社および管理事務代行会社によるその他の費用が含まれる。

マスター・ファンドは、受益者の選択によってブット可能である買戻可能受益証券を発行することでその運用資金を調達し、各トラストの純資産に対する投資割合に応じた権利を受益者に付与する。トラストは、マスター・ファンドの買戻可能受益証券を保有する。

マスター・ファンドへの投資から生じる損失に対するトラストの最大エクスポージャーは、マスター・ファンドへの投資の公正価値の総額と同等である。

トラストが、マスター・ファンドの受益証券を売却した時点で、トラストが晒されていたマスター・ファンドによるリスクは消滅する。

2025年4月30日および2024年10月31日現在のマスター・ファンドの純資産価額(以下「NAV」という。)は、それぞれ196,296,064米ドルおよび213,122,026米ドルであった。

(c) 損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債
分類

トラストは、当該金融資産を管理するためのトラストのビジネスモデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の両方に基づきその投資を分類する。金融資産のポートフォリオは管理され、パフォーマンスは公正価値基準で評価される。トラストは、主に公正価値情報に着目し、その情報を資産のパフォーマンスを評価し、決定することに使用する。トラストは、持分証券をその他の包括利益を通じた公正価値として取消不能で指定することを選択していない。トラストの債券の契約上のキャッシュ・フローは、もっぱら元本および利息であるが、当該債券は、契約上のキャッシュ・フローの回収目的で保有するものではなく、契約上のキャッシュ・フローを回収し、売却するために保有するものでもない。契約上のキャッシュ・フローの回収は、トラストのビジネスモデルの目的を達成するためにのみ付随して生じる。その結果、すべての投資は損益を通じて公正価値で測定される。

認識および認識の中止

トラストは、金融資産および金融負債を、トラストが当該投資の契約条項の当事者となった日付で認識する。金融資産および金融負債の購入および売却は、取引日基準で認識される。取引日より、金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる損益はすべて包括利益計算書に計上される。

投資からのキャッシュ・フローを受領する権利が消滅した場合、かつトラストが所有によるリスクと利益を実質的にすべて譲渡した場合、金融資産の認識は中止される。

公正価値測定原則

IFRS会計基準第9号に基づき、負債性資産の分類および測定は、金融資産を管理する事業体のビジネスモデルと金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性に起因する。負債性商品は、ビジネスモデルの目的が契約上のキャッシュ・フローの回収のために金融資産を保有し、当該商品に基づく契約上のキャッシュ・フローが元本および金利の支払いのみ(以下「SPPI」という。)を表す場合、償却原価で測定される場合がある。

負債性商品は、ビジネスモデルの目的がSPPIによる契約上のキャッシュ・フローの回収および売却の両方のために金融資産を保有する場合、包括利益を通じて公正価値で測定される。その他すべての負債性商品は、損益を通じて公正価値で認識されなければならない。ただし、事業体は、測定または認識の不一致を排除もしくは大幅に減らすことができる場合、当初の認識時に損益を通じて公正価値で測定される金融資産を取消不能に指定することができる。

トレーディング目的で保有していない資本性商品について、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するという取消不能のオプションを選択しない限り、デリバティブおよび資本性商品は、損益を通じて公正価値で測定される。

IFRS会計基準第9号に基づき、トラストの金融資産および金融負債は当初、取引価格で計上され、当初の認識後は公正価値で測定される。損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる損益は、これらが発生した期間の包括利益計算書に表示される。

受取勘定に分類される金融資産がある場合は、償却原価で計上される。損益を通じて公正価値で測定する金融負債以外の金融負債は、償却原価で測定される。トラストが発行した買戻可能受益証券から生じる金融負債は、買戻可能参加受益証券保有者に帰属するトラストの純資産(「純資産」)の残存価額に対する受益者の権利を表す買戻価額で計上される。

すべての有価証券およびデリバティブの公正価値は、以下の原則に従い決定される。

(1) 取引所に上場されている資産および負債

普通株式および短期投資からなる、取引所で取引されている金融投資の公正価値は、期末日現在の取引市場価格(見積将来取引費用控除前)に基づく。

(2) 集団投資スキームの持分

集団投資スキームを含むオープン・エンド型投資信託への投資の公正価値は、その英文目論見書に要約されているとおり、適用されるファンドの評価方針に従い、そのファンドの管理事務代行会社により提供される受益証券1口当たりの公式に発表された純資産価格(以下「NAV」という。)に基づいている。

ストラクチャード・エンティティとは、いずれの議決権も管理事務業務にのみ関連し、関連する活動が契約上の取決めによって指示されている場合など、だれが事業体を支配しているのかを決定する際に、議決権または同様の権利が、主要な要因とならないように設計された事業体である。ストラクチャード・エンティティは、しばしば次に上げる特徴または特質、(a)制限付活動、(b)狭く、明確に定義された目的(ストラクチャード・エンティティの資産に関連するリスクおよび利益を投資者に渡すことで投資者に投資機会を提供することなど)、(c)ストラクチャード・エンティティが劣後的な財務支援なしにその活動資金を調達するに不十分な資本および(d)信用またはその他のリスクの集中(トランシェ)を創造する投資者に対する複数の契約に連動した商品の形態での資金調達、の一部もしくはすべてを有する。

(3) デリバティブ

デリバティブは、その公正価値が、裏付けとなる商品、指数基準金利またはこれらの要素の組合せから派生した金融商品である。デリバティブ商品は、しばしば店頭(以下「OTC」という。)デリバティブと称される取引所以外での相対契約によるものもあれば、取引所に上場され取引されるものもある。デリバティブ契約には、定められた条件で定められた日付に金融商品またはコモディティを売買する、あるいは想定元本または契約額に基づいて利息の受払いまたは通貨を交換する将来のコミットメントが含まれることがある。

デリバティブ契約は、公正価値で表示され、財政状態計算書に金融資産および金融負債として認識される。公正価値の変動から生じる損益は、包括利益計算書に未実現利益/(損失)の変動額の構成要素として反映される。実現損益は契約終了時または定期的なキャッシュ・フローの支払時に計上される。

(3a) 先渡為替契約

先渡為替契約において、トラストは、将来の特定の日付に、定められた量のある通貨をあらかじめ定められた価格で受取りまたは受渡して他の通貨と交換することに同意する。想定元本、決済日、取引相手方および差金決済権が同じである先渡為替契約の購入および売却は、一般に相殺され(これにより、その取引相手方との正味先渡為替契約はゼロとなる)、実現損益はすべて取引日に認識される。

先渡為替契約は、第三者の値付機関によるミッドフォワードレートで評価される。

(4) 債務証券

社債、国債、モーゲージ関連債および地方債からなる債務証券は、ディーラーの提供する取引値に基づき、または第三者の値付機関を利用して評価される。

(5) 売戻し契約に基づき購入される証券

売戻し契約に基づく証券の購入(以下「現先取引」という。)は、取引相手方が買戻し義務を負う証券をトラストが現金を対価として取得し、かつトラストは合意済の価格および時期に当該証券を売戻す義務を負う取引である。当該取引に関連し、トライパーティ現先取引および翌日物現先取引を除き、トラストは現先取引を担保する証券を所有する。トラストは逆現先取引を通じて、かかる証券を引渡すかまたは担保として再度差し入れることが認められている。売り手が債務不履行に陥った場合、担保資産の時価がトラストの保全に十分であるよう確保するため、担保は日々値洗いされる。売戻し契約に基づき購入された証券は、公正価値の最善な見積として、その契約額に経過利息を加えて計上される。トライパーティ現先取引の担保として保有される証券は、トライパーティ代理人により、現先取引の満期日までトラストの口座においてトラストのために保有される。

(6) マネー・マーケット商品

マネー・マーケット商品は、公正価値に近似する償却原価に基づき公正価値で評価される。

(7) すべての有価証券およびデリバティブ

第三者の値付機関またはディーラーから取引市場価格を入手できない場合、あるいは、相場が著しく不正確であるとみなされる場合、投資の公正価値は評価手法を用いて算定される。評価方法には、直近の市場取引の使用、実質的に同一である他の投資の現在の公正価値の参照、割引キャッシュ・フロー分析または実際の市場取引で得られる価格について信頼性の高い見積額を提供しているその他の手法などがある。

こうした有価証券およびデリバティブは、評価者(以下「評価者」という。)により算定された実現の可能性が高い価額で評価される。2025年4月30日終了期間および2024年10月31日終了年度における評価者は、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシーであり、その評価の役割は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ディビジョン・コントローラーズ(以下「AMDコントローラーズ」という。)によって実行された。

投資は、一定の見積および仮定の使用が要求される、一般に公正妥当と認められる会計原則に従い評価される。これらの見積および仮定は、入手可能な最良の情報に基づいているが、実際の結果はこれらの見積と大きく異なることがある。

2025年4月30日終了期間および2024年10月31日終了年度において、評価者が公正価値を決定するために使用した証券はなかった。

公正価値ヒエラルキーのレベル間移動

公正価値ヒエラルキーのレベル間移動(もしあれば)は、報告期間の期首に発生したものとみなされる。

(d) 現金および現金等価物

定期預金および預金証書を含む現金および現金等価物(既知の金額の現金に容易に転換でき、価値の変動リスクが低い、短期で流動性の高い投資)は、償却原価で評価され、公正価値に近似する。

	現金 米ドル	定期預金 米ドル	現金および 現金等価物合計 米ドル
2025年4月30日	-	1	1

(e) 外貨の換算

外貨建て取引は、取引日現在の実勢為替レートで換算される。トラストの外貨建ての資産および負債は、期末日現在における為替の実勢為替レートでトラストの機能通貨に換算される。

換算、ならびに資産および負債の徐却または清算に係る実現損益から生じる換算差額は、包括利益計算書に計上される。損益を通じて公正価値で測定する投資に係る為替差損益、ならびに現金を含む貨幣項目に係るその他すべての為替差損益は、包括利益計算書の投資に係る実現純利益/(損失)または投資に係る未実現利益/(損失)の純変動額に反映される。

(f) 買戻可能受益証券

トラストによって発行されたすべての買戻可能参加受益証券は、受益者に対して、買戻日のトラストの純資産における受益者の持分投資割合で現金に買戻す権利を提供する。IAS第32号「金融商品：表示」に準拠し、かかる受益証券は、買戻価格で財政状態計算書に金融負債として分類される。トラストは、英文目論見書に従い受益証券買戻しを行う契約責任を負っている。

(g) 買戻可能受益証券保有者に支払われる分配金

トラストのプット可能商品は負債として分類されるため、買戻可能参加受益証券に係る分配金の支払額は、包括利益計算書の財務費用に認識される。

4. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債

IFRS会計基準第13号「公正価値測定」の修正に基づく公正価値ヒエラルキーの3つのレベルを以下に示す。

レベル1 - 同一の制限のない資産または負債について、測定日に入手可能な活発な市場における未調整の相場価格。

レベル2 - 活発でない市場における相場価格、もしくは重要なインプットが直接的にまたは間接的に観察可能(類似証券の相場価格、金利、為替レート、ボラティリティおよびクレジット・スプレッドを含むがこれらに限らない。)な金融商品。これには、公正価値測定を決定する際の評価者の仮定が含まれる。

レベル3 - 重要な観察不可能なインプットを必要とする価格または評価(公正価値測定を決定する際の評価者の仮定が含まれる。)

全体としての公正価値測定が分類される公正価値ヒエラルキーのレベルは、全体としての公正価値測定に対して重要であるインプットのうち最も低いレベルのインプットに基づき決定される。この目的のため、インプットの重要性は全体としての公正価値測定に対して評価される。公正価値測定が観測可能なインプットを使用する場合であっても、当該インプットが観測不能なインプットに基づく重要な調整を必要とする場合、当該測定はレベル3の測定である。全体としての公正価値測定に対する特定のインプットの重要性の評価では、資産または負債に特有な要素を考慮した判断が要求される。

2025年4月30日および2024年10月31日現在、損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、上記に記載した方針に従って公正に評価される対象ファンドへの投資を含む。

対象ファンドの受益証券は、非公開取引であるため、買戻しは、買戻し日に投資者資金によってのみ行い、英文目論見書に規定される通知期間を必要とされる。その結果、対象ファンドの簿価が、買戻しにおける最終的な実現価額とならないことがある。

対象ファンドへの投資の公正価値は、主として、対象ファンドの管理事務代行会社により報告される最新の入手可能な買戻し価格に基づく。投資者の資金は、対象ファンドまたは裏づけとなる投資の投資者資金の保有高の流動性、提供されるNAVの評価日および買戻しに係る制限などについての留意に基づく価額に調整する。

以下の表は、公正価値で認識する金融資産および金融負債を、前述の3つのレベル別に示している。

公正価値で測定する金融資産

2025年4月30日

2025年4月30日現在の公正価値測定

	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
投資ファンド	122,727,411	-	-	122,727,411
先渡為替契約	-	585,744	-	585,744
合計	122,727,411	585,744	-	123,313,155

公正価値で測定する金融負債

2025年4月30日

2025年4月30日現在の公正価値測定

	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
先渡為替契約	-	70,032	-	70,032
合計	-	70,032	-	70,032

公正価値で測定する金融資産

2024年10月31日

2024年10月31日現在の公正価値測定

	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
投資ファンド	135,168,368	-	-	135,168,368
先渡為替契約	-	30,428	-	30,428
合計	135,168,368	30,428	-	135,198,796

公正価値で測定する金融負債

2024年10月31日

2024年10月31日現在の公正価値測定

	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
先渡為替契約	-	3,380,641	-	3,380,641
合計	-	3,380,641	-	3,380,641

有価証券の特徴に関する詳細情報については、投資有価証券明細表を参照のこと。

2025年4月30日終了期間および2024年10月31日終了年度中、公正価値で計上された資産および負債について、公正価値ヒエラルキーのレベル1、レベル2およびレベル3の間で振替はなかった。

公正価値で計上されないが公正価値が開示される金融資産および金融負債

現金および現金等価物ならびに当座借越はレベル1に分類される。公正価値で測定されないが公正価値が開示されるその他のすべての資産および負債は、レベル2に分類される。資産および負債の内訳については財政状態計算書を参照し、評価技法の詳細については注記3を参照のこと。

買戻可能参加受益証券のプット可能な価額は、トラストの英文目論見書に従い、トラストの資産総額とその他すべての負債との差額純額に基づき計算される。当該受益証券は、活発な市場で取引されていない。受益証券は受益者の選択で買戻しが可能であり、受益証券クラスに帰属するトラストのNAVに対する受益証券の割合に等しい現金でいずれの取引日においてもトラストに戻すことができるため、要求払条項が当該受益証券に付されている。公正価値は、要求払い金額(当該金額の支払いを要求できる最初の日から割引される)に基づいている。この事例の割引に対する影響は重大ではない。レベル2は、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産に対する最良のカテゴリー化とみなされている。

5. 金融資産および金融負債の相殺

デリバティブ

トラストの取引相手方リスクの軽減に有用である契約上の権利をより明確に定義し、かつ当該権利を保証するため、トラストは、デリバティブ契約の取引相手方と国際スワップ・デリバティブ協会マスター・アグリーメント(以下「ISDAマスター・アグリーメント」という。)または類似の契約を締結することができる。ISDAマスター・アグリーメントは、外国為替契約を含む店頭デリバティブを規定するトラストと取引相手方との2当事者間の契約で、とりわけ債務不履行事由および/または解約事由の担保差入れ条件およびネットティング条項を一般的に含んでいる。ISDAマスター・アグリーメントの条項は、通常、債務不履行または取引相手方の倒産あるいは支払不能状態を含む類似の事由が生じた場合に支払純額の1本化(一括清算ネットティング法)を認めている。

担保および証拠金の要件は、上場デリバティブと店頭デリバティブとでは異なる。証拠金要件は、商品の種類に対する契約に従い、上場デリバティブおよび清算集中されるデリバティブ(金融先物契約、オプションおよび清算集中されるスワップ)についてブローカーまたは決済機関によって設定される。ブローカーは、特定の状況下において、最低額を超える証拠金を要求できる。担保の条件は、店頭デリバティブ(外国為替契約、オプションおよび特定のスワップ)に対し個別の契約である。ISDAマスター・アグリーメントの下で取引されるデリバティブについて、担保要件は、通常、かかる契約の下で取引ごとに値洗い金額を相殺すること、ならびにトラストおよび取引相手方によって差入れられている担保の評価額を比較することで計算される。さらに、トラストは、店頭取引の確認書において概要が説明されている条件で、当初証拠金の形態で追加担保の差し入れを要求されることがある。

財務報告の目的のため、トラストの債務をカバーするために差入れられた店頭デリバティブの現金担保および取引相手から受領した現金担保(もしあれば)は、ブローカーからの/に対する担保金として財政状態計算書に個別に報告される。トラストが差入れた非現金担保(もしあれば)は、投資有価証券明細表に記載される。一般に、取引相手方に対する債権または債務の金額は、引渡し要求がなされる前に、最低引渡担保額の極度額を超えていなければならない。取引相手方がトラストに支払うべき金額が、完全に担保されていない範囲について、契約上またはその他の方法で、トラストは取引相手方の債務不履行による損失リスクを負担する。トラストは、優良であると確信する取引相手方と契約を締結し、かつ当該取引相手方の財政の安定性を監視することでのみ取引相手方リスクを緩和するよう努める。

さらに、資産および負債の純額決済ならびに店頭デリバティブの差入れ担保または受領担保の相殺は、ISDAマスター・アグリーメントあるいは類似の契約において契約上の純額決済/相殺の条項に基づいている。しかし、取引相手方の債務不履行または倒産状態が生じた場合、裁判所が、かかる権利については特定の管轄区の破産法が課される相殺権に対して制限または禁止しているため、法的強制力はないと判断されることがある。

2025年4月30日現在、デリバティブ商品に対するトラストのエクスポージャー純額は純資産の1%未満であり僅かであった。

以下の表は、2024年10月31日終了年度におけるデリバティブ商品（法的拘束力のあるマスター・ネットティング取決めまたは類似の契約の対象である）に対するトラストのエクスポージャー純額を表示している。

2024年10月31日

取引相手方	デリバティブ	デリバティブ	デリバティブ	担保（受領）	純額(2)
	資産(1)	負債(1)			
	先渡し	先渡し		差入(1)	
Australia & New Zealand Banking Group Ltd	77	-	77	-	77
Morgan Stanley & Co	-	(1,689,051)	(1,689,051)	-	(1,689,051)
State Street Bank & Trust Co.	27,042	(1,691,590)	(1,664,548)	-	(1,664,548)
UBS AG	3,309	-	3,309	-	3,309
合計	30,428	(3,380,641)	(3,350,213)	-	(3,350,213)

(1) 財政状態計算書上で相殺されていない、相殺可能な合計額。

(2) 債務不履行における契約に従った契約上の相殺権に基づく取引相手方に対する（債務）債権の純額を表章する。純額から超過担保額が除かれる。

6. 税金

現在ケイマン諸島には、トラストの利益に課される法人税、所得税、キャピタル・ゲイン税、利益税またはその他の税金はない。ケイマン諸島には、贈与税、遺産税または相続税も存在しない。受託会社は、マスター・トラストの設定日から50年の間、所得や資本資産、利益または評価益に係る税金、あるいはその他の遺産税または相続税の性質を有する税金を課す、その後制定されたケイマン諸島の法律が、トラストを構成する資産またはトラストで発生する収益に適用されない旨、もしくはかかる資産または収益についてトラストの受託会社または受益者に適用されない旨の信託法（改正）第81条に基づく保証を申請し、これをケイマン諸島の総督から受領している。ただし、ケイマン諸島にいずれかの時点で居住または所在する受益者（ケイマン諸島で設立された慈善信託もしくは権利の対象、免税会社もしくは一般非居住会社を除く。）は、かかる保証が付与されなかったものとして、当該時に、および当該時について、あらゆる税金および課徴金を課されるものとし、信託法の該当セクションにおける、ケイマン諸島に居住または所在する者に対し信託法に記載される税金または課徴金を課す法律の適用を除外するものとして解釈されないものとする。

マスター・ファンドの受託会社は、マスター・ファンドに関して同様の保証を受領している。

トラストは、ケイマン諸島以外の国々に所在する事業体が発行する有価証券に投資する。かかる諸外国の多くは、トラストのような非居住者に対し、キャピタル・ゲイン税が適用される可能性があることを示唆する税法を有する。特に、かかるキャピタル・ゲイン税は、自己評価基準で決定することを要求されるため、当該税金は、トラストのブローカーにより源泉徴収に基づき控除されないことがある。

管轄の税務当局がすべての事実および状況について十分認識していることを前提に、諸外国の税法が、当該国を源泉とするトラストのキャピタル・ゲインについて税金負債を見積もることを要求する場合には、トラストは、IAS第12号「法人所得税」に準拠して、税金負債を認識することが要求される。

税金負債は、報告期間末までに適用されるか、または実質的に適用されている税法および税率を使用して、管轄税務当局に支払われる予定額で算定される。オフショア投資ファンドに適用される当該税法の適用方法が、ときに不確実な場合があり、税金負債がトラストにより最終的に支払われるか否かについて不確実性が生じる。したがって、不確実な税金負債を算定する際に、経営陣は、管轄税務当局の公式または

非公式な慣行を含む、その時点で入手可能な、納税に影響を及ぼす可能性がある関連するすべての事実および状況を検討する。

2025年4月30日および2024年10月31日現在、トラストは、外国キャピタル・ゲイン税に関する不確実な税金負債ならびに関連する利息およびペナルティーを該当なしで算定した。かかる算定は、経営陣が行う最善の見積を示しているが、見積額が最終的に支払うべき金額とは異なることがある。

7. 重要な契約および関連当事者

(a) 投資運用報酬および副投資運用報酬

投資顧問契約の条件に基づき、トラストは、トラストの各評価日現在の純資産価額の年率0.10%で計算され、毎日計上される報酬を投資顧問会社に支払う。投資運用報酬により、関連する受益証券クラスの純資産価額は減額される。投資運用報酬は、通常、受託会社と投資顧問会社との間に別途合意がある場合を除き、毎月後払いされる。

受益証券クラスに関してトラストが支払う投資運用報酬は、該当する測定日に第三者によって決定され、投資顧問会社が適切とみなした公式またはその他の為替レートに基づき、米ドルで支払われる。

投資運用報酬の対象となる各為替取引付クラスに関して投資顧問会社に支払われる投資運用報酬は、該当するクラスの参照通貨で算出されるこうした為替取引付クラスの純資産価額に基づいて計算され、該当する報酬決定日現在の、投資顧問会社が適切とみなした公式またはその他の為替レートに基づき、米ドルで支払われる。

副投資顧問契約に基づいて実施されたサービスに対する報酬として、GSAMジャパンは報酬を受け取る。通常の運用活動において、トラストは、ゴールドマン・サックスまたはゴールドマン・サックスの関係会社と有価証券、通貨またはその他の投資の取引を締結することがある。2025年4月30日および2024年4月30日終了期間において、ゴールドマン・サックスの関係会社と締結した取引に関連して支払われた報酬はなかった。

2025年4月30日および2024年4月30日終了期間について、投資運用報酬はそれぞれ包括利益計算書に開示されている。

マスター・ファンドについて、投資運用報酬は以下のとおりである。

トラスト	報酬年率%
グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト	
5億米ドル以下	0.50
5億米ドル超10億米ドル以下	0.51
10億米ドル超	0.52

トラストは、ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシーのサブ・ファンドである、ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンドおよび/またはゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド(以下「リキッド・リザーブズ・ファンズ」という。)に投資することがある。これらは、副投資顧問会社が主催する集団投資スキームであり、2003年欧州連合規則(改訂済)に従い、譲渡可能証券への集合投資事業として金融規制当局によって組織されている。トラストは、リキッド・リザーブズ・ファンズによって支払われる副投資運用報酬を含むすべての報酬の投資割合に応じた部分を負担する。

2025年4月30日および2024年4月30日終了期間について、リキッド・リザーブズ・ファンズへのトラストの投資から稼得された副投資運用報酬は、もしある場合、ごく僅かであった。

副投資顧問会社は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーを含む多数の取引相手方との投資取引を引き受ける。

(b) 管理報酬

管理会社、あるいは権限を委譲された場合は、投資顧問会社、副販売会社または代行協会員は、()トラストの資産を管理し、()募集を受けて受益証券を発行し、()受益証券に係る分配を行い、()受益証券の買戻しを実行し、()金融商品取引法に基づく提出および報告を行い、()その他、信託証書に記載されている、もしくはトラストの運用に関連して要求されることがある義務を履行し、対応する。

管理会社は、投資判断を行う権限とトラストに適用される投資制限等の義務を投資顧問会社に委譲し、他の一部の機能を投資顧問会社、いずれかの副販売会社および代行協会員に委譲する予定である。

管理会社は、インタートラスト・コーポレート・サービス(ケイマン)リミテッド(以下「インタートラスト」という。)によって最終的に保有されている。インタートラストはコーポレーション・サービス・カンパニーの子会社である。インタートラストは、ケイマン諸島の銀行・信託会社法(改訂済)に従い、ケイマン諸島の金融庁によって発行された信託業務免許を有する。

トラストは管理会社に対して、トラストの資産からのみ、年間41,000米ドルを当初の上限とする固定および資産ベースの報酬を毎月後払いで支払う。管理会社は、その義務の履行に関連して合理的な範囲で立て替えた経費について、トラストの資産からのみ、払い戻しを受ける。管理会社の報酬体系およびトラストが負担し、管理会社に支払われる報酬総額の年間限度額は、投資顧問会社および代行協会員の同意を得て、管理会社および受託会社の合意により、随時変更することがある。

管理報酬は、2025年4月30日および2024年4月30日終了期間について、それぞれ包括利益計算書に開示されている。

(c) 受託報酬、保管報酬および管理事務代行報酬

受託会社および/またはブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーを含むその関係会社(その役割により、以下「管理事務代行会社」およびその役割により、以下「保管会社」という。)(総称して、以下「ブラウン・ブラザーズ・ハリマン」という。)には、トラストの資産からのみ、投資顧問会社と随時合意された、資産ベースの取引報酬、サービシング報酬およびその他の報酬を含む報酬が支払われる。この他、月末にトラストの有価証券は取引の種類に応じて分離保管され、報酬の料率が適用される。トラストは、()年間10,000米ドルを当初の上限とする受託報酬、()年間22,500米ドルを当初の上限とする保管報酬および()年間25,500米ドルを当初の上限とする管理事務代行報酬を毎月後払いで支払う。

ブラウン・ブラザーズ・ハリマンは、その義務の履行に関連して合理的な範囲で立て替えた経費について、トラストの資産からのみ、払い戻しを受ける。ブラウン・ブラザーズ・ハリマンの報酬体系およびトラストが負担する報酬総額の年間限度額は、代行協会の同意を得て、当該契約および投資顧問会社の合意により、変更することがある。ブラウン・ブラザーズ・ハリマンはまた、マスター・ファンドについてもこうした立場で従事しており、上述の方法と同様の支払いを受ける。トラストは、マスター・ファンドに対する持分を通じて、こうした報酬を按分で間接的に負担する。

受託会社、保管会社および管理事務代行会社の報酬は、2025年4月30日および2024年4月30日終了期間について、それぞれ包括利益計算書に開示されている。

包括利益計算書に計上される報酬は、GSAMIにより支払われる、それぞれ18,524米ドルおよび18,626米ドルの費用の払い戻しの純額である。

(d) 販売報酬

管理会社は受益証券の販売会社として従事している。管理会社は、販売契約に従い、その単独の裁量で、日本において1社もしくは2社以上の副販売会社を任命する権限を有する。トラストは販売会社または適用される副販売会社に対して、トラストの資産からのみ、適用される副販売会社を通じて保有されている受益証券保有高の該当する四半期における(日々のNAVを基準とする)平均価値の0.60%の4分の1に相当する、暦四半期毎に計算されて後払いされる報酬を支払う。副販売会社は、自身の諸経費および費用を支払う。副販売会社の報酬体系は、投資顧問会社と協議の上、副販売会社および管理会社による合意により、随時変更することがある。2025年4月30日および2024年4月30日終了期間について、販売会社および総販売会社に支払われた報酬は、包括利益計算書に開示されている。

(e) 登録・名義書換事務代行報酬

CACEISバンクは、トラストの登録・名義書換事務代行会社として従事する。トラストは、登録・名義書換事務代行会社に対して、トラストの資産からのみ、四半期毎に支払われる年間2,000米ドルを当初の上限とする固定報酬を支払う。登録・名義書換事務代行会社は、その義務の履行に関連して合理的な範囲で立て替えた経費について、トラストの資産からのみ、払い戻しを受ける。登録・名義書換事務代行会社の報酬体系およびトラストが負担し、登録・名義書換事務代行会社に支払われる報酬総額の年間限度額は、投資顧問会社および代行協会の同意を得て、登録・名義書換事務代行会社および受託会社の合意により、随時変更することがある。

2025年4月30日および2024年4月30日終了期間について、登録・名義書換事務代行報酬は、それぞれ包括利益計算書に開示されている。包括利益計算書に計上される報酬は、GSAMIにより支払われる、それぞれ12,008米ドルおよび27,819米ドルの費用の払い戻しの純額である。

(f) 代行協会報酬

管理会社は、代行協会員契約(以下「代行協会員契約」という。)に従い、みずほ証券株式会社を日本証券業協会(以下「JSDA」という。)によるトラストの「代行協会員」として従事するよう任命している(以下「代行協会員」という。)

代行協会員は、金融商品取引法に基づき登録された第一種金融商品取引業者であり、投資運用業務および金融商品取引業務に従事している。代行協会員契約に基づき、管理会社は、日本の法律の中でも特にJSDAが採用している外国証券の取引に関する規則を遵守するために代行協会員を任命している。

代行協会員契約の条項に基づき、代行協会員は、トラストの純資産価額の公表およびトラストの財務書類の日本国内での提供を含む、JSDAによる当該規則および代行協会員契約で規定されているこうした活動について責任を負う。

トラストは、トラストの資産からのみ、各評価日現在のトラストの純資産価額に対して年率0.20%で計算される報酬を代行協会員に支払う。かかる報酬は、毎日計上され、四半期毎に後払いされる。また、トラストは要求があれば、代行協会員が代行協会員としての役割において実施したサービスに関連して合理的な範囲で立て替えた経費を支払う。代行協会員の報酬体系は、投資顧問会社と協議し、代行協会員および管理会社の合意により、随時変更することがある。2025年4月30日および2024年4月30日終了期間において、代行協会員報酬は、それぞれ包括利益計算書に開示されている。

8. 資本および買戻可能参加受益証券

募集される受益証券の当初申込みの最低額は、100,000米ドル(またはクラス参照通貨の相当額)である。受益証券1口当たり当初価格は、豪ドルクラス(無分配型)および豪ドルクラス(毎月分配型)受益証券が100豪ドル、米ドルクラス(無分配型)および米ドルクラス(毎月分配型)受益証券が100米ドルならびにユーロクラス(毎月分配型)受益証券が100ユーロである。

申込みは、購入する受益証券クラスの通貨建てで行わなければならない(クラスに応じて米ドル、豪ドルまたはユーロのいずれか)。ただし、受託会社はその裁量により、投資顧問会社と協議の上で、他の通貨での申込みを引き受け、該当するクラスの通貨以外でなされた申込みを当該クラスの通貨に換算する権限を有するが、義務ではない。かかる換算は、適用される測定日に第三者が決定し投資顧問会社が適切とみなした公式またはその他の為替レートに基づく。

受益証券は、各営業日に該当クラスの受益証券1口当たり純資産価格で販売のための募集が行われる。

マスター・ファンドの受益証券も、受益者の選択により、トラストの英文目論見書の条項に従い通知の上での請求により買戻可能となる。

以下は、トラストの受益証券の変動を要約したものである。

	受益証券口数				
	豪ドルクラス (無分配型)	豪ドルクラス (毎月分配型)	米ドルクラス (無分配型)	米ドルクラス (毎月分配型)	ユーロクラス (毎月分配型)*
2023年10月31日残高	280,604	948,240	229,952	535,727	41,566
買戻可能参加受益証券の申込み	-	-	-	18,400	-
買戻可能参加受益証券の買戻し	(39,762)	(73,308)	(22,618)	(32,100)	(41,566)
2024年10月31日残高	240,842	874,932	207,334	522,027	-
買戻可能参加受益証券の申込み	-	-	-	4,500	-
買戻可能参加受益証券の買戻し	(9,216)	(49,187)	(15,432)	(19,138)	-
2025年4月30日残高	231,626	825,745	191,902	507,389	-

* ユーロクラス(毎月分配型)は、2024年10月15日付で完全に買い戻された。

9. 受益証券1口当たりNAV

買戻可能参加受益証券の発行または買戻しに関して受け取る、あるいは支払われる対価は、取引日現在のトラストの買戻可能参加受益証券1口当たりNAVの価値に基づく。

トラストのそれぞれの発行済受益証券クラスのNAVおよび受益証券1口当たりNAVは以下のとおりである。

受益証券クラス	2025年4月30日			
	純資産 (米ドル)	受益証券 1口当たりNAV (米ドル)	純資産 (現地通貨)	受益証券 1口当たりNAV (現地通貨)
豪ドルクラス(無分配型)	28,182,422	121.67	44,045,462	190.16
豪ドルクラス(毎月分配型)	28,147,543	34.09	43,990,951	53.27
米ドルクラス(無分配型)	31,784,715	165.63	なし*	なし*
米ドルクラス(毎月分配型)	35,206,593	69.39	なし*	なし*

2024年10月31日

受益証券クラス	純資産 (米ドル)	受益証券 1口当たりNAV (米ドル)	純資産 (現地通貨)	受益証券 1口当たりNAV (現地通貨)
豪ドルクラス(無分配型)	29,558,230	122.73	45,127,141	187.37
豪ドルクラス(毎月分配型)	31,622,914	36.14	48,279,335	55.18
米ドルクラス(無分配型)	33,806,001	163.05	なし*	なし*
米ドルクラス(毎月分配型)	36,749,398	70.40	なし*	なし*

* 現地通貨は米ドルである。

希薄化の調整

マスター・ファンドの受益証券取引は、希薄化の調整の対象となることがある。2025年4月30日および2024年10月31日現在、マスター・ファンドは、希薄化の調整を行われなかった。

発行または買戻しが行われる取引日において、受託会社は、現在の市況およびマスター・ファンドの規模に関連する受益者または潜在的な受益者により要求される発行または買戻しの量を含むがこれらに限定されない(適切であるとみなす合理的な要因に基づき)、受益証券1口当たり純資産価格に希薄化の調整を適用するための判断をすることができる。この調整は、関連する受益証券クラスの純資産価格を調整することにより、マスター・ファンドの対象となる投資取引の見積取得原価を現在の受益者に提供し、マスター・ファンドの長期保有の受益者を継続的な発行または買戻し取引に関連する取得原価から保護することを意図している。希薄化の調整には、マスター・ファンドの投資にかかる取引スプレッド、義務の評価および取引の結果生じる変動を考慮し、市場の影響に対する割当ても含むことがある。希薄化の調整は、これらの要素の変動によって随時変更することがある。

10. 分配金

買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産が、金融負債として分類された時点で、分配は投資顧問会社の選択により実施され、2025年4月30日および2024年4月30日終了期間中に宣言され、支払われた分配金は、包括利益計算書に開示されている。

11. 金融投資および関連リスク

トラストの投資活動により、トラストは、投資対象およびマスター・ファンドが投資する金融投資および市場に付随するさまざまな種類のリスクに晒されている。これは、デリバティブおよびデリバティブ以外の金融投資の両方の場合がある。トラストの投資対象は、期末日現在、集団投資スキームおよびデリバティブ投資からなる。受託会社は、トラストの投資リスクを管理するため投資顧問会社を任命している。トラストが晒される金融リスクのうちで重要なものは、市場リスク、流動性リスクおよび信用リスクである。英文目論見書には、これらのリスクやその他のリスクの詳細が記載されており、その一部は本財務書類に記載の内容に対する追加情報である。

資産配分は、注記2に詳述されている投資目的を達成するために資産配分を管理するトラストの投資顧問会社によって決定される。当該投資目的の達成は、リスクをとるものである。投資顧問会社は、投資決定に際し、分析、調査およびリスク管理手法に基づき判断を行う。ベンチマークおよび/または資産配分目標からの乖離ならびにポートフォリオの構成は、トラストのリスク管理方針に従ってモニターされる。

マスター・フィーダー構造や、特に同一ポートフォリオに投資する複数の投資ビークルの存在により、投資者はある種の独特なリスクを負うことになる。トラストは、マスター・ファンドに投資する別の事業体の活動に重大な影響を受ける可能性がある。たとえば、マスター・ファンドの別の受益者がマスター・

ファンドの持分の一部またはすべてを買戻す場合、マスター・ファンドと、これを受けたトラストが、より高額の運用費用を按分で負担する可能性があり、そのためにリターンが低下することがある。同様に、マスター・ファンドは、他の受益者による買戻しにより分散化が低下し、ポートフォリオ・リスクの増加につながる可能性がある。マスター・ファンドは、一部の直接または間接投資者に対する規制上の制限、もしくは別の理由により、マスター・ファンドと、これを受けたトラストのパフォーマンスに不利な影響を及ぼす可能性のある投資活動を制限する、または一部の証券への投資を禁じることができる。

トラストに関連して採用しているリスク管理方針の詳細は以下のとおりである。

(a) 市場リスク

トラストの投資ポートフォリオの公正価値が変動する可能性を市場リスクという。一般に用いられる市場リスクのカテゴリーには、通貨リスク、金利リスクおよびその他の価格リスクが含まれる。

- ・ 通貨リスクは、スポット価格、先渡価格および為替レートの変動に対するエクスポージャーによって生じる可能性がある。
- ・ 金利リスクは、様々なイールド・カーブの水準、勾配および曲率の変化、金利の変動、モーゲージの期限前償還率ならびに信用スプレッドに対するエクスポージャーにより生じる可能性がある。
- ・ その他の価格リスクは、通貨リスクまたは金利リスクから生じる以外の市場価格の変動の結果、商品の価値が変動するリスクであり、個別の株式、エクイティ・バスケット、株式インデックスおよびコモディティの価格変動およびボラティリティに対するエクスポージャーにより生じる可能性がある。

トラストの市場リスク戦略はトラストの投資のリスクとリターンの目標による。

市場リスクは、リスク予算編成方針の適用を通じて管理される。副投資顧問会社は、リスク予算編成フレームワークを用いて、トラッキング・エラーと一般に称される適切なリスク・ターゲットを決定する。

ゴールドマン・サックスの市場リスク分析グループ(以下「IMD MRA」という。)は、副投資顧問会社に取り上げた市場リスクを独立的にモニター、分析および報告する責任を負う。IMD MRAは、感応度のモニターおよびトラッキング・エラーを含む複数のリスク・メトリックスを使用して市場リスクをモニターする。

報告日現在のトラストの投資ポートフォリオの詳細は、投資有価証券明細表に開示されている。個別の債券、集団投資スキームおよびデリバティブ投資はすべて、別々に開示されている。

() 通貨リスク

トラストは、金融投資を行い、機能通貨以外の通貨建て取引を締結することがある。したがって、トラストは、外貨に対する機能通貨の為替レートが、機能通貨以外の通貨建てのトラストの資産または負債の一部の価値にマイナスの影響を及ぼす態様で変動するリスクに晒される。機能通貨以外の通貨への投資の詳細については、投資有価証券明細表を参照のこと。

投資者が、投資しているトラストの基準通貨と異なる通貨建てのクラス受益証券に投資する場合、投資者の通貨リスクはトラストの通貨リスクと異なる。

投資者が、投資しているトラストおよびマスター・ファンドの基準通貨と異なる通貨建ての為替取引付クラス受益証券に投資する場合、トラストおよびマスター・ファンドは為替取引付クラス受益証券に代わって通貨リスクをヘッジする。当該ヘッジは為替取引付クラス受益証券の通貨リスクをヘッジするためだけに使用されるため、マスター・ファンドのヘッジは、マスター・ファンドを通じたト

ラストの間接的なエクスポージャーの感応度分析に含まれていない。為替取引に起因する実現損益は、該当する為替取引付クラスに配分される。トラストの特定のクラスは、当該クラスの通貨に対してヘッジされる。しかし、該当クラスの通貨のヘッジは必ずしも完了するものではなく、各通貨は、当該投資を発行した通貨の為替変動の影響を受けることがある。

為替予約がトラストの主要な戦略の一環である、もしくは年度末に為替予約に関連する重大な未実現評価損益が生じない限り、マスター・ファンドのヘッジと同様に、トラストに係る受益証券クラスごとの為替予約は、感応度分析に含まれていない。

2025年4月30日現在の通貨リスク

通貨が20%上昇/下落した場合にNAVが受ける影響

通貨	上昇	下落
ユーロ	0.0%	0.0%
英ポンド	0.0%	0.0%
カナダドル	0.0%	0.0%
米ドル	0.0%	0.0%
ポートフォリオ合計	0.0%	0.0%

2024年10月31日現在の通貨リスク

通貨が20%上昇/下落した場合にNAVが受ける影響

通貨	上昇	下落
ユーロ	0.0%	0.0%
英ポンド	0.0%	0.0%
カナダドル	0.0%	0.0%
米ドル	0.0%	0.0%
ポートフォリオ合計	0.0%	0.0%

トラストは、2025年4月30日および2024年10月31日現在、NAVの+/-5%を超える通貨(ヘッジ付を含む)の集中があった。

通貨の集中

通貨	2025年4月30日	2024年10月31日
豪ドル	45.40%	46.58%

マスター・ファンドは、2025年4月30日終了期間および2024年10月31日終了年度について、NAVの5%を超える通貨(ヘッジ付を含む)の集中があった。

通貨の集中

通貨	2025年4月30日	2024年10月31日
日本円	21.26%	20.75%
ブラジル・レアル	10.84%	10.16%

トラストには、上記に開示されるマスター・ファンドの通貨のいずれに対しても直接的なエクスポージャーはない。

() 金利リスク

マスター・ファンド(および間接的にトラスト)の投資対象に対する利回りは、現行の金利の変動により影響を受けることがあり、これによってマスター・ファンドの資産利回りと借入率との間にミスマッチが生じ、その結果、投資による収益が減少または消滅することがある。マスター・ファンドの投資顧問会社は、その単独の裁量により、主にマスター・ファンドの金利エクスポージャーをヘッジしよう努める。金利ヘッジが有効であるという保証はない。確定利付証券の価値は、金利および為替レートの変動につれて変動する。価値が為替レートの変動により単独で影響を受ける場合を除き、金利が低下すれば、通常、確定利付証券の価値は上昇することが予想される。金利が上昇する場合、確定利付証券の価格は、通常下落し、マスター・ファンド(および間接的にトラスト)の投資対象の価値も減少する。金利の大幅な変動またはマスター・ファンド(および間接的にトラスト)の投資対象の市場価額の著しい下落、あるいはその他の市場要因が、マスター・ファンドの投資者の投資(および間接的に受益者のトラストへの投資)の価値またはその利回りの低下をもたらすことがある。金利が低下すると、マスター・ファンドが保有するモーゲージ関連証券の発行体は予定より早く元本を支払うことがあり、マスター・ファンドはより利回りの低い証券に再投資せざるを得ない。代理人が発行したモーゲージ・プールが元利金の支払いについて保証されていても、かかる保証は当該証券の市場価額の下落により生じた損失には適用されない。特定の通貨建ての確定利付証券への投資のパフォーマンスは、当該通貨を発行する国の金利環境にも左右される。

トラストは、マスター・ファンドの投資に対する間接的なエクスポージャーを通じて社債に投資することがある。特定の有価証券に関連する金利の変動により、副投資顧問会社は契約満了時または有価証券売却時に同等のリターンを確保することができなくなることがある。さらに、現行の金利の変動または将来の予測金利の変更により、保有する有価証券の価値の増減が生じることがある。一般に、金利が上昇すれば確定利付証券の価値は下落する。金利が下落すると、通常、それとは逆の効果が生じる。

トラストは、希望する通貨建ての確定利付商品、変動利付商品およびゼロ金利商品に投資することができる。

以下の表は、トラストのさまざまな通貨に関する金利エクスポージャーおよび金利の変動にともなう影響を示している。この感応度分析は、他のすべての金利を一定とした場合のある通貨に適用される金利の変動に基づくものである。ポートフォリオ合計において、仮定では、すべての金利が同じベース・ポイントで同時に変動する。75ベース・ポイントの平行シフトとは、金利曲線に沿ってすべての金利が75ベース・ポイント上昇または下落(すなわち、0.75%の上昇または下落)することを意味する。

2025年4月30日および2024年10月31日現在、金利のプラス/マイナスの平行シフトは、すべての市場金利に対するイールド・カーブ+ / 75ベース・ポイントを表示している。

以下の分析には、トラストの直接的なエクスポージャーならびにマスター・ファンドの投資の間接的なエクスポージャーの両方が含まれている。

通貨	平行シフトでNAVが受ける影響			
	2025年4月30日		2024年10月31日	
	プラス	マイナス	プラス	マイナス
米ドル	(2.2%)	2.4%	(2.3%)	2.4%
ユーロ	(1.0%)	1.0%	(0.9%)	0.9%
英ポンド	(0.4%)	0.4%	(0.3%)	0.4%
ポートフォリオ合計	(3.6%)	3.8%	(3.5%)	3.7%

上記の分析は、合理的に生じる可能性がある金利市場の変動にともなう損益を示したものであり、金利曲線と信用曲線の両方の勾配の変化は含んでいない。これらのシナリオは、市場の変動、ならびに相関関係および流動性の変化によって全体の損益がさらに大きくなる場合のストレス・シナリオを含んでいない。

トラストの金融資産および負債の金利の構成は以下のとおりである。

2025年4月30日現在

	1年以内	1年超 5年以内	5年超	無金利	合計
資産					
現金および現金等価物	1	-	-	-	1
トレーディングおよび/または ヘッジ目的で保有する金融資産	-	-	-	123,313,155	123,313,155
その他の資産	-	-	-	391,174	391,174
資産合計	1	-	-	123,704,329	123,704,330
負債					
トレーディングおよび/または ヘッジ目的で保有する金融負債	-	-	-	70,032	70,032
銀行に対する債務	-	-	-	61,932	61,932
その他の負債	-	-	-	251,093	251,093
負債合計(受益者に帰属する純 資産を除く)	-	-	-	383,057	383,057

2024年10月31日現在

	1年以内	1年超 5年以内	5年超	無金利	合計
資産					
現金および現金等価物	2	-	-	2	4
トレーディングおよび/または ヘッジ目的で保有する金融資産	-	-	-	135,198,796	135,198,796
その他の資産	-	-	-	345,373	345,373
資産合計	2	-	-	135,544,171	135,544,173
負債					
トレーディングおよび/または ヘッジ目的で保有する金融負債	-	-	-	3,380,641	3,380,641
その他の負債	-	-	-	426,989	426,989
負債合計(受益者に帰属する純 資産を除く)	-	-	-	3,807,630	3,807,630

マスター・ファンドの金融資産および負債の金利の構成は以下のとおりである。

2025年4月30日現在

	1年以内	1年超 5年以内	5年超	無金利	合計
資産					
トレーディングおよび/または ヘッジ目的で保有する金融資産	4,510,992	80,253,967	104,519,864	7,333,386	196,618,209
資産合計	4,510,992	80,253,967	104,519,864	7,333,386	196,618,209
負債					
トレーディングおよび/または ヘッジ目的で保有する金融負債	-	-	-	3,170,733	3,170,733
負債合計(受益者に帰属する純 資産を除く)	-	-	-	3,170,733	3,170,733

2024年10月31日現在

	1年以内	1年超 5年以内	5年超	無金利	合計
資産					
トレーディングおよび/または ヘッジ目的で保有する金融資産	5,694,594	97,245,216	104,453,671	1,213,874	208,607,355
資産合計	5,694,594	97,245,216	104,453,671	1,213,874	208,607,355
負債					
トレーディングおよび/または ヘッジ目的で保有する金融負債	-	-	-	3,559,049	3,559,049
負債合計(受益者に帰属する純 資産を除く)	-	-	-	3,559,049	3,559,049

() その他の価格リスク

その他の価格リスクは、通貨リスクまたは金利リスク以外から生じる市場価格の変動の結果、金融投資の価値が変動するリスクであり、個々の投資またはその発行体に固有の要因、あるいは市場で取引されている金融投資に影響を及ぼす何らかの要因により発生する。

トラストの金融投資は公正価値で計上され、公正価値の変動を包括利益計算書に認識しているため、すべての市況の変動は買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産に直接影響を及ぼす。

集団投資スキームへのトラストの投資は、英文目論見書に要約されているとおり、適用されるファンドの評価方針に従い、かかるファンドが提供するNAVに基づいている。集団投資スキームの資産は、通常、独立した第三者である管理事務代行会社または他のサービス提供者によって評価されると見込まれるが、集団投資スキームの一部の有価証券またはその他の資産は、容易に確認することができる時価を有していないことがある。かかる状況下においては、当該集団投資スキームの管理会社が、かかる有価証券または金融商品の評価することを要求される。

通貨、金利およびその他の価格リスクは、上述の総合的な市場リスク管理プロセスの一環としてトラストの副投資顧問会社によって管理される。

2025年4月30日および2024年10月31日現在、トラストは、重要なその他の価格リスク・エクスポージャーを有していなかった。

() 感応度分析の限界

上述の感応度分析には、以下のいくつかの限界がある。

- ・当該分析は過去のデータに基づいており、将来の市場価格の変動、市場間の相関関係および市場の流動性の水準が過去の傾向と異なる可能性があるという事実を考慮に入れることができない。
- ・当該分析は正確な数値というよりはむしろ、リスクについての相対的な見積りである。
- ・当該分析は仮説上の結果を表すもので、予測を意図したものではない。
- ・将来における市場の諸条件は、過去の経験と著しく異なる可能性がある。

(b) 流動性リスク

流動性リスクとは、トラストが現金またはその他の金融資産の受渡しにより決済される金融負債に関する債務の履行が困難となるリスクである。特に流動性が低下する恐れがあるのは、担保付および/または無担保の資金調達源を確保できない場合、資産が売却できない場合、予測できない現金または担保の流出が起きた場合、あるいは取引相手方またはプライムブローカーの条件または条項に対する違反があった場合である。このような状況は、一般市場の混乱、あるいはトラストまたは第三者に影響を与えるオペレーション上の問題など、トラストの管理の及ばない状況により発生することがある。さらに、資産売却能力は、他の市場参加者が同時期に類似の資産を売却しようとする場合に低下することがある。

トラストの投資対象には、買戻しに関してトラストが課す制限以上の制限を課している集団投資スキームが含まれている。これには、トラストによって受益者に提供されている買戻し日より少ない可能性が含まれる。

トラストの金融資産および金融負債には、店頭デリバティブ契約への投資で、組織化された公設市場で取引されず、流動性が低い可能性のある投資および発行規模の相当な割合を占める可能性のある投資が含まれる。したがって、トラストは流動性要件を満たすため、あるいは特定の発行体の信用度の低下等の特定の事象に対応するために、投資の一部を公正価値に近似する金額で速やかに流動化することができない可能性がある。投資ポジションの強制的な流動化によって金融損失が生じることがある。

トラストは、受益証券の発行および買戻しを行うため、英文目論見書の条件に従った受益者の買戻しに関連する流動性リスクを負っている。トラストは、一般的な流動性のニーズを満たすのに十分なだけの流動性の高い投資対象を含めるよう管理されているが、トラストの受益証券の大規模な買戻しによって、マスター・ファンドは、通常の見積り資金の調達として望ましいレベルよりさらに迅速な投資対象の流動化が要求される可能性がある。買戻しに対応するために流動性の高い資産がさらに売却された場合、これらの要因により、買戻される受益証券の価値、残存する受益証券の評価およびトラストの残存資産の流動性にマイナスの影響を与える可能性がある。

トラストの英文目論見書により、日々の受益証券の申込みおよび買戻しの条件が定められているため、トラストは、受益証券保有者の買戻しに対応するための流動性リスクを負っている。

2025年4月30日終了期間および2024年10月31日終了年度について、受益証券保有者は一名でトラストの純資産の100%を保有していた。当該受益証券保有者は、関連会社である販売会社である。

2025年4月30日および2024年10月31日現在、負債額のすべては、3か月以内に支払期日が到来する。

2025年4月30日現在、先渡為替契約のインフロー総額およびアウトフロー総額は、それぞれ58,928,950米ドルおよび58,413,238米ドルであった。2024年10月31日現在、先渡為替契約のインフロー総額およびアウトフロー総額は、それぞれ67,620,702米ドルおよび70,970,915米ドルであった。

先渡為替契約は、通常、差金決済である。

資金調達契約は、レポ契約、逆レポ契約、空売り、デリバティブ取引および信用枠を含んでいる。

利用可能なレバレッジ・ポジション向け資金調達の満了または終了、およびレバレッジ・エクスポージャーの公正価値の変動もしくはトラストの資金調達契約に係るアドバンス・レートまたはその他の条件の変更に関する担保設定要件は、トラストの流動性の向上やレバレッジ・ポジションを維持する能力にマイナスの影響をもたらし、トラストに重大な損失を発生させる可能性がある。トラストは、投資拡大、運用費用への充当または取引の決済等の目的で、借入れを行う、またはレバレッジの他の形式(担保付または無担保)を利用することができる。ただし、レバレッジを獲得するいかなる取決めも利用可能であるという保証はなく、利用可能な場合でも、トラストが受入可能な条件で利用できるという保証はない。経済状況の悪化により、調達コストが増加し、資本市場へのアクセスが制限される、または貸手がトラストに信用供与を行わない決定をする可能性もある。

レバレッジの利用もまた、トラストの資本に係る公正価値のボラティリティの影響を拡大するため、リスクを増加させる。

トラストの資産の時価の下落は、当該資産の時価を基に借入を行った場合に特定のマイナス影響を及ぼすことがある。当該資産の時価の下落により、貸手(デリバティブの取引相手方を含む)がトラストに対して追加担保の設定を求めるか、あるいはトラストにとって最善ではないタイミングで資産の売却を求める可能性がある。

(c) 信用リスク

信用リスクとは、金融投資の一方の当事者が債務の履行を行わないために、もう一方の当事者に金融損失が生じるリスクである。

マスター・ファンドが投資することができる仕組み証券は、原資産の信用リスクに晒されることがあり、かかる資産の債務不履行および裏付けとなるクレジット・サポートの消滅に際し、マスター・ファンドは、投資全額を回収できないことがある。さらに、マスター・ファンドが投資する確定利付証券の発行体がマスター・ファンドが保有する債務証券につき要求される支払いを実施できない可能性もある。債務証券は、発行体の認識されている信用度に基づき価値が変動することがある。政府関連機関により発行されたモーゲージ・プールに係る元本および利息の支払いは、該当する政府により保証されているわけではない。よって、マスター・ファンドが保有する投資に関する債務不履行により、マスター・ファンドの受益者(トラストを含む。)のマスター・ファンドへの投資価値が下落することがある。ソブリン債またはその他の中央政府が保証する債務への投資は、政府による元本の払い戻しおよび利息の支払能力および意向に関連するリスクをとらなう。さらに、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形、預金証書およびレポ取引等の短期の現金等価の投資対象は、政府による保証はなく、債務不履行のリスクに晒されている。

副投資顧問会社は、取引相手方またはトラストの発行体との取引に関連した信用リスクを軽減するための対策をとっている。取引を行う前に、副投資顧問会社またはその関連当事者は、取引相手方、その事業および評判の信用分析を行い、信用度と評判の双方を評価する。承認された取引相手方または発行体の信用リスクは以後継続的にモニターされ、必要に応じて財務書類および期中財務報告のレビューが定期的に行われる。

信用損失に対するエクスポージャーを軽減するため、トラストにより締結された店頭デリバティブ契約の中には、スポットの為替契約のみを扱う取引相手方を除き、かかる契約の下で生じる取引の差金決済を認めているものがある。かかる差金決済権によって資産および負債の報告額が相殺されることはないが、債務不履行または解約事象が生じた場合はその取引相手方との間の当該契約に基づく店頭契約がすべて解約されてその取引相手方との未収金額および未払金額が純額ベースで清算されるため、かかる契約によって単一の取引相手方との不利な店頭取引の価値の範囲内で、同一取引相手方との有利な店頭取引に係る信用リスクは軽減される。

債務証券には、発行体または保証人が元本および利息を支払う義務を果たすことができないリスク、ならびに金利感応度、発行体の信用度に関する市場の認識および一般的な市場の流動性などの要因による価格変動のリスクがある。

トラストは、保管会社もしくは副保管会社または受託会社の債務超過、管理、清算またはその他の債権者からの保全手続（すなわち倒産手続）に関連する多くのリスクに晒される。かかるリスクは以下を含むが、これらに限定されない。

- ・ 保管会社もしくは副保管会社または受託会社で顧客資金として扱われていない、保管会社もしくは副保管会社または受託会社に保有するすべての現金（すなわち顧客資金）の喪失。
- ・ 保管会社もしくは副保管会社または受託会社が、トラストと合意した手続（もしあれば）に従って顧客資金として取り扱うことを怠ったすべての現金の喪失。
- ・ 保管会社側もしくは副保管会社または受託会社で適切に分別管理されておらず、またそのように認識されていなかったトラストの保有していた有価証券（すなわちトラスト資産）、または保管会社もしくは副保管会社または受託会社により保有されていた顧客資金の一部もしくはすべての喪失。
- ・ 保管会社もしくは副保管会社または受託会社による口座の不正運用、または、倒産処理経費に見合う減額を含む、関連するトラスト資産および/または顧客資金の認識および振替処理による一部もしくはすべての資産の喪失。
- ・ 残高振替の受領および関連資産に対する支配の回復の長期の遅れによる損失。

支払不能状態が、トラストの投資活動に深刻な混乱を招く可能性がある。状況次第では、投資顧問会社はNAVの計算および受益証券の取引を一時的に停止する可能性がある。

2025年4月30日および2024年10月31日現在、以下の金融資産には信用リスクがあった。他のファンドへの投資、デリバティブ金融資産、現金および現金等価物ならびにその他の債権。金融資産の帳簿価額は、報告日現在の最大の信用リスクを最もよく反映している。

トラストの証券取引についての清算および保管業務は、主に保管会社に集中している。2025年4月30日および2024年10月31日現在、実質的にすべての現金および現金等価物、ブローカーに対する債権および投資は、保管会社にて保管されている。

報告日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャー（先渡為替契約の想定元本を除く。）の内訳は、以下のとおりである。下表の金額は時価に基づいている。

商品タイプ	2025年4月30日	2024年10月31日
	米ドル	米ドル
現金および現金等価物	1	4

投資ファンド	122,727,411	135,168,368
未収配当金	5,524	-
先渡為替契約	585,744	30,428
費用払戻未収金	314,747	284,215
その他の資産	70,903	61,158
合計	123,704,330	135,544,173

下記の表は、信用リスクが買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の5%を超えて集中している取引相手方または発行体を記載している。

		2025年4月30日	2024年10月31日
集中	役割	純資産比率(%)	
グローバル・サブオーディネイティド・ デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト USD Accumulation Class	集団投資スキームの 取引相手方	97.62	101.64

2025年4月30日および2024年10月31日現在、マスター・ファンドについて信用リスクが買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の5%を超えて集中している取引相手方または発行体はなかった。

トラストは、以下の発行体の信用リスクに対するエクスポージャーを有する。

	2025年4月30日	2024年10月31日
	純資産の格付比率(%)	
格付なし	99.52	102.61
その他の資産および負債	0.48	(2.61)
合計	100.00	100.00

2025年4月30日および2024年10月31日現在、マスター・ファンドの英国への集中は、それぞれ11.32%および12.89%であった。2025年4月30日および2024年10月31日現在、ユーロ圏への集中は、それぞれ45.19%および47.96%であった。

マスター・ファンドは、発行体の信用リスクに対するマスター・ファンドの純資産総額の比率として、以下のエクスポージャーを有していた。

有価証券格付(もしあれば)は、S&P/ムーディーズ・インベスターズ・サービス(無監査)によるものである。

	2025年4月30日	2024年10月31日
	マスター・ファンドの純資産の格付比率(%)	
A	22.95	16.48
BBB	63.13	70.56
BB	8.05	10.27
格付なし	(0.18)	(1.10)
その他の資産および負債	6.05	3.79
合計	100.00	100.00

上記の表は、マスター・ファンドの投資対象の格付を示している。取引相手方および発行体は、それ自体が投資適格に格付けされているか、または格付けされていない場合は、関連会社のうちいずれかの企業がかかる格付を有しており、投資顧問会社の信用リスク管理およびアドバイザー部門は、当該格付企業から取引相手方または発行体に対する強力な暗黙の支援があると考えている。副投資顧問会社のクレジット・ポリシーは万全であり、信用リスクに対するエクスポージャーは、継続的に監視される。

マスター・ファンドは、デフォルト率、デフォルト時エクスポージャーおよびデフォルト時損失率を使用して信用リスクおよび予想信用損失を測定する。経営陣は、予想信用損失を判断する際に、過去の分析と将来の情報の両方を考慮する。近い将来において取引相手方がその契約上の債務を履行する強い能力を有しているため、経営陣はデフォルト率はほぼないものとみなしている。その結果、そのような減損はマスター・ファンドにとって重要ではないであろうことから、12か月予想信用損失に基づく損失引当金は認識されない。

(d) 追加的リスク

追加的リスクは以下を含むが、それらに限定されない。

() 資本リスク管理

トラストの資本は、買戻可能参加受益証券の保有者に帰属する純資産に相当する。買戻可能参加受益証券の保有者に帰属する純資産額は、トラストが受益証券保有者の裁量に基づく日々の申込みおよび買戻しの対象となるため、日々大幅に変動することがある。資本管理におけるトラストの目的は、受益証券保有者にリターンを提供し他の関係者に利益を供与するため、およびトラストの投資活動の展開を支える確固たる資本基盤を維持するため、継続事業としてトラストが継続していく力を確保することである。

() 集中リスク

トラストは、限定された数の投資対象および投資テーマに投資することがある。投資対象の数が限定されている結果、トラストの実績が、個々の投資の実績による有利または不利な影響をより大きく受けることがある。

() オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクは、情報、通信、取引の処理手続および決済、ならびに会計処理システムの欠陥によって生じる潜在的損失である。注記7に記載されているトラストのサービス提供会社は、オペレーショナル・リスクの管理に役立つ目的で統制および手続を維持している。サービス提供会社のサービスレベルの見直しは、副投資顧問会社により定期的に行われる。これらの措置が100パーセント有効であるという保証はない。

() 法律、税制および規制リスク

法律、税制および規制の変更により、トラストは、トラストの継続期間中にマイナスの影響を受ける可能性がある。

税金について、トラストは、トラストが投資する一部の税務管轄地においてキャピタル・ゲイン、利息および配当金に係る税金を課されることがある。

税務当局による税法の解釈および適用は、明確性や一貫性に欠けることがある。課税される可能性が高く、かつ見積可能な税金は、負債として計上されている。しかし、一部の税金は不確実であるため、当年度および過年度の税務ポジションを担当している税務当局が将来行う措置、解釈または判断によっては、税金負債の追加、利息および罰金が生じる可能性がある。会計基準が変わり、それに伴い、潜在的な税金負債に対してトラストの債務が発生または消滅する可能性もある。したがって、現在は発生する可能性が低い一定の潜在的な課税によって、将来トラストに追加の税金負債が生じる可

能性があり、こうした追加負債は重大なものとなる可能性がある。前述の不確実性により、純資産額はトラストの申込時、買戻時または持分交換時を含め、トラストが最終的に負担すべき税金負債を反映していない可能性があり、これはその時点において投資者に悪影響を及ぼす場合がある。

本財務書類に開示されていないリスクの詳細は、トラストの英文目論見書に記載されている。

12. 金融機関

2025年4月30日および2024年10月31日現在、すべての現金および現金等価物は、以下の金融機関で保有されていた。

資産	2025年4月30日		2024年10月31日	
	米ドル	純資産比率%	米ドル	純資産比率%
取引相手方				
Brown Brothers Harriman & Co.(1)	-	-	2	0.00(3)
Brown Brothers Harriman & Co.(2)	1	0.00(3)	1	0.00(3)
Sumitomo Mitsui Banking Corporation(2)	-	-	1	0.00(3)
現金および現金等価物合計	1	0.00(3)	4	0.00(3)
負債				
銀行に対する債務:				
Brown Brothers Harriman & Co.	61,932	0.05	-	-
銀行に対する債務合計	61,932	0.05	-	-

- (1) 制限なし - 保管会社の現金勘定。
- (2) 定期預金。
- (3) 実際の数値0.005%未満切り捨てたものを反映。

13. 為替レート

米ドル以外の通貨建てのトラストの投資ならびにその他の資産および負債の換算には、以下の為替レート(対米ドル)が使用された。

	2025年4月30日	2024年10月31日
豪ドル(AUD)	1.56287	1.52672
ユーロ(EUR)	0.87970	0.92111

14. ソフト・コミッション

トラストは、履行についてにのみ、および/または履行および投資調査についてコミッションを支払うことがある。2025年4月30日終了期間および2024年10月31日終了年度について、トラストは、いかなる第三者とも上記以外のソフト・コミッション契約の締結はなかった。

15. 偶発債務

2025年4月30日および2024年10月31日現在、偶発債務はなかった。

16. 後発事象

2025年4月30日より後に、本財務書類において修正または開示を求められる事象はなかった。

17. 補償

トラストは、さまざまな補償を含む契約を締結する場合がある。当該契約に基づくトラストの最大エクスポージャーは不明である。しかし、トラストでは当該契約による請求または損失が過去に発生したことはない。

(2)【投資有価証券明細表等】

みずほ GS ハイブリッド証券ファンド
投資有価証券明細表(無監査)
2025年4月30日現在

保有高 /口数	銘柄	評価額 (米ドル)	純資産比率 (%)
	投資ファンド*		
	米ドル		
614,349	グローバル・サブオーディネイティド・デット・ セキュリティーズ・サブ・トラスト、USD Accumulation Class	120,381,776	97.62
2,345,635	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - US\$トレジャ リー・リキッド・リザーブズ・ファンド、Class X	2,345,635	1.90
	投資ファンド合計	122,727,411	99.52

受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約

満期日 (日/月/年)	購入 通貨	購入額	売却 通貨	売却額	取引相手方	未実現利益 (米ドル)	純資産比率 (%)
12/06/2025	AUD	1,140,426	USD	728,341	JPMorgan Chase & Co.	1,685	0.00
12/06/2025	AUD	89,185,821	USD	56,506,887	State Street Bank & Trust Co.	584,059	0.47
						585,744	0.47

受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約に係る未実現利益合計

満期日 (日/月/年)	購入 通貨	購入額	売却 通貨	売却額	取引相手方	未実現損失 (米ドル)	純資産比率 (%)
12/06/2025	USD	343,386	AUD	555,594	Westpac Banking Corp	(12,268)	(0.01)
12/06/2025	USD	439,503	AUD	694,387	State Street Bank & Trust Co.	(4,998)	(0.01)
12/06/2025	USD	980,864	AUD	1,614,706	Morgan Stanley & Co.	(52,766)	(0.04)
						(70,032)	(0.06)

受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約に係る未実現損失合計

投資合計	評価額 (米ドル)	純資産比率 (%)
投資ファンド合計	122,727,411	99.52
受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約に係る未実現利益合計	585,744	0.47
受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約に係る未実現損失合計	(70,032)	(0.06)
その他の資産および負債	78,150	0.07
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	123,321,273	100.00

* 関係ファンド。

通貨略称

AUD 豪ドル

USD 米ドル

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

みずほ GS ハイブリッド証券ファンド
投資有価証券明細表
2024年10月31日現在

保有高 /口数	銘柄	評価額 (米ドル)	純資産比率 (%)
	投資ファンド*		
	米ドル		
698,899	グローバル・サブオーディネイティド・デット・ セキュリティーズ・サブ・トラスト、USD Accumulation Class	133,895,149	101.64
1,273,219	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - US\$トレジャ リー・リキッド・リザーブズ・ファンド、Class X	1,273,219	0.97
	投資ファンド合計	135,168,368	102.61

受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約

満期日 (日/月/年)	購入 通貨	購入額	売却 通貨	売却額	取引相手方	未実現利益 (米ドル)	純資産比率 (%)
07/01/2025	USD	37,125	AUD	56,528	Australia & New Zealand Banking Group Ltd	77	0.00
07/01/2025	USD	433,309	AUD	656,098	UBS AG	3,309	0.00
07/01/2025	USD	965,021	AUD	1,431,180	State Street Bank & Trust Co.	27,042	0.02
					受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約に係る未実現利益合計	30,428	0.02

満期日 (日/月/年)	購入 通貨	購入額	売却 通貨	売却額	取引相手方	未実現損失 (米ドル)	純資産比率 (%)
07/01/2025	AUD	47,890,765	USD	33,078,678	State Street Bank & Trust Co.	(1,691,590)	(1.29)
07/01/2025	AUD	47,890,765	USD	33,076,140	Morgan Stanley & Co.	(1,689,051)	(1.28)
					受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約に係る未実現損失合計	(3,380,641)	(2.57)

投資合計	評価額 (米ドル)	純資産比率 (%)
投資ファンド合計	135,168,368	102.61
受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約に係る未実現利益合計	30,428	0.02
受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約に係る未実現損失合計	(3,380,641)	(2.57)
その他の資産および負債	(81,612)	(0.06)
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	131,736,543	100.00

* 関係ファンド。

通貨略称

AUD 豪ドル

USD 米ドル

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

4【管理会社の概況】

(1)【資本金の額】

2025年5月末日現在

払込済資本金の額 682,400米ドル(約9,818万円)

発行済株式総数 682,400株

管理会社の設立(2010年3月10日)後の資本金の増減は以下のとおりである。

2010年3月10日	582,400米ドル
2011年1月28日	682,400米ドル

(2)【事業の内容及び営業の状況】

管理会社の目的には、ケイマン諸島の会社法(改訂済)により禁止されている事項の他は、制限がない。

管理会社が投資信託の運営を行うにあたり、制限は存在しない。

管理会社は、2025年5月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	本数	純資産価格の合計(通貨別)
ケイマン諸島	契約型投資信託(アンブレラ・ファンドのサブ・ファンドを含む。)	7	1,700,881,282米ドル

(3)【その他】

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えらるると予想される事実はない。

5【管理会社の経理の概況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成された財務書類の原文を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン 諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な事項について2025年5月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=143.87円)で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(1)【資産及び負債の状況】

シーエス(ケイマン)リミテッド

財政状態計算書

2024年12月31日現在

(米ドルで表示)

	注記	2024年		2023年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
流動資産					
未収収益		-	-	148,900	21,422
親会社に対する債権	5	699,800	100,680	533,500	76,755
		699,800	100,680	682,400	98,177
資産合計		699,800	100,680	682,400	98,177
負債および株主資本					
流動負債					
繰延収益		1,100	158	-	-
		1,100	158	-	-
非流動負債					
繰延収益		16,300	2,345	-	-
		16,300	2,345	-	-
負債合計		17,400	2,503	-	-
株主資本					
株式資本	6	682,400	98,177	682,400	98,177
負債および株主資本合計		699,800	100,680	682,400	98,177

2025年4月30日付で、取締役会を代表して承認された。

コリン・マッケイ (Colin MacKay) 取締役

デイドラ・ホックマン (Deidre Hochman) 取締役

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

(2) 【損益の状況】

シーエス(ケイマン)リミテッド
包括利益計算書
2024年12月31日終了年度
(米ドルで表示)

	注記	2024年		2023年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
管理報酬	4	264,977	38,122	174,100	25,048
費用					
会社間付替え	5	228,577	32,885	138,100	19,868
監査報酬		36,400	5,237	36,000	5,179
		264,977	38,122	174,100	25,048
包括利益合計		-	-	-	-

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

シーエス(ケイマン)リミテッド
 資本変動計算書
 2024年12月31日終了年度
 (米ドルで表示)

	注記	株式資本		合計	
		米ドル	千円	米ドル	千円
2022年12月31日現在残高		682,400	98,177	682,400	98,177
2023年12月31日現在残高		682,400	98,177	682,400	98,177
2024年12月31日現在残高	6	682,400	98,177	682,400	98,177

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

シーエス(ケイマン)リミテッド
キャッシュ・フロー計算書
2024年12月31日終了年度
(米ドルで表示)

	注記	2024年		2023年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
運営活動によるキャッシュ・フロー					
包括利益合計		-	-	-	-
以下の増減:					
未収収益		148,900	21,422	(148,900)	(21,422)
繰延収益		17,400	2,503		
親会社に対する債権	6	(166,300)	(23,926)	148,900	21,422
運営活動による現金		-	-	-	-
現金および現金同等物の 純増加/(減少)		-	-	-	-
現金および現金同等物					
期首		-	-	-	-
期末		-	-	-	-

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

シーエス(ケイマン)リミテッド
財務書類に対する注記
2024年12月31日終了年度
(米ドルで表示)

1. 設立および主たる事業活動

シーエス(ケイマン)リミテッド(以下「当社」という。)は、ケイマン諸島の会社法に基づき一般事業会社として2010年3月10日に設立された。当社はまた、ケイマン諸島の証券投資業法に基づき、証券登録を受けた者として登録されている。当社は、ケイマン諸島の会社法に基づき設立された会社であるインタートラスト・エス・ピー・ヴィー(ケイマン)リミテッド(以下「親会社」という。)の完全所有子会社である。インタートラスト・エス・ピー・ヴィー(ケイマン)リミテッドは、アメリカ合衆国に所在する非公開会社であるコーポレート・サービス・カンパニー(デラウェア)(以下「最終的な親会社」という。)により最終的に所有されている。

当社の登記上の事務所の所在地は、ケイマン諸島 KY 1 - 9005、グランド・ケイマン、カマナ・ベイ、ワン・ネクサス・ウェイである。当社には、直接の従業員はいない。

当社は、主として日本で公募されている投資信託の管理会社として従事している。当社は日本証券業協会により規制される。

2. 作成の基礎

遵守の表明

本財務書類は、国際会計基準審議会(以下「IASB」という。)によって公表されたIFRS会計基準に準拠して作成されている。

現在までに公表された一定の新基準、既存の基準に対する修正および解釈は、本財務書類を作成するに当たり適用も早期採用も行われていない。経営陣は新基準を評価し、当社の財務書類に重大な影響を及ぼすことはないと予想している。

機能通貨および表示通貨

本財務書類は、当社の機能通貨であるアメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)で表示されている。

3. 重要性がある会計方針

以下に記載されている会計方針が一貫して適用され、当社が採用する重要性がある会計方針は以下のとおりである。

(a) 見積りの使用および判断

IFRS会計基準に従って財務書類を作成する場合、経営陣は、財務書類および添付の注記に報告される金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行う必要がある。実際の結果は当該見積りとは異なることがある。見積りおよび基礎となる仮定は継続的に見直される。会計上の見積りの修正は、見積りが修正された期間および影響を受ける将来の期間において認識される。

(b) 未収収益

未収収益は、公正価値で当初認識され、その後償却原価で認識される。

(c) 収益認識

収益は、顧客との契約に定められた対価に基づいて測定され、第三者のために回収された金額は除外される。収益は、IFRS第15号の5ステップモデル(1.契約の識別、2.契約における履行義務の識別、3.取引価格の決定、4.契約における履行義務への取引価格の配分、および5.収益の認識)に従って当社により認識される。

当社は、履行義務を満した時点で収益を認識する。当社がその履行義務を満していない場合、収益は繰り延べられる。固定報酬収入は一般的に、前払価格契約が成立している合意された業務に関するものであり、これらの業務は多くの場合、一部または全部が前払いで請求される。

当社は新規顧客に対し、顧客の見積耐用年数にわたって繰り延べられる設定手数料を請求する。これらの手数料は払い戻し不可であり、財やサービスの移転を伴うものではない。過去の経験に基づき、当社は顧客の耐用年数を17年と見積もっている。

(d) 繰延収益

当社の繰延収益は、新規顧客に請求される設定手数料に関連する繰延手数料を表す。これらの手数料は、顧客の見積耐用年数に基づいて均等に収益として認識される。

(e) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社には信頼性をもって見積もることができる現在の法的または推定的債務があり、その債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高い場合に認識される。貨幣の時間的価値の影響が重要である場合、引当金は、貨幣の時間的価値および負債に特有のリスクに関する現在の市場評価を反映した税引前利率で、将来予想されるキャッシュ・フローを割り引いて決定される。割引の割戻額は財務費用として認識される。

(f) 法人税

ケイマン諸島において、所得税、収益税またはキャピタルゲイン税は課されない。したがって、添付の財務書類では、かかる税に対する引当金は計上されていない。かかる税が課される場合、当社はケイマン諸島政府から2026年までかかる税は課されないとの確約を得ている。

(g) 株式資本

普通株式が資本として分類されている。

(h) 金融商品

(i) 分類

金融資産とは、現金、現金または他の金融資産を受取る契約上の権利、もしくは潜在的に有利な条件で金融商品を交換する契約上の権利、または他の企業の持分金融商品のいずれかの資産をいう。償却原価として分類される当社の金融資産は、売掛金および親会社に対する債権からなる。

金融負債とは、現金または他の金融資産を引渡す契約上の義務、または潜在的に不利な条件で他の企業と金融商品を交換する契約上の義務のいずれかの負債をいう。当社は金融負債を有していない。

() 認識および測定

当社は、金融資産および金融負債を金融商品の契約条項の当事者となった日付に認識する。金融商品は、当初、公正価値に取引に直接起因する取引費用を加算して測定される。

償却原価として分類される金融資産は、その後、実効金利法を用いて、減損損失(もしあれば)を控除して測定される。

() 認識の中止

金融資産は、売却または譲渡された時点および当社が当該資産を構成するいずれかの権利を喪失した時点で、認識を中止される。金融負債は、金融負債が消滅した時点で認識を中止される。

4. 収益

商品およびサービスの性質

当社では、信託管理を行うサービスラインを1つ設けている。

収益の内訳

以下の表において、収益は主要な商品/サービスラインと収益認識のタイミングによって分類されている。

主要な商品/ サービスライン	2024年 米ドル	2023年 米ドル	契約の種類	移行時期
経常固定報酬	263,877	174,100	固定報酬	経年的に
設定手数料	1,100	-	固定報酬	経年的に
	<u>264,977</u>	<u>174,100</u>		

5. 関連当事者取引

包括利益計算書に含まれる親会社から付け替えられるアームズ・レングスの基準によらない当社の会社間費用は以下のとおりである。

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
専門家報酬	118,860	71,812
管理事務報酬	109,717	66,288
会社間付替え	<u>228,577</u>	<u>138,100</u>

2024年12月31日現在、当社は親会社に対する会社間債権699,800米ドル(2023年:533,500米ドル)を有していた。親会社に対する債権残高は無担保、無利息で要求に応じて返済される。親会社に対する債権の簿価は、それが要求払いであるため公正価値に近似する。

6. 株式資本

	2024年	2023年
授権資本:		
1株当たり1.00米ドルの普通株式2,000,000株		
発行済株式:		
普通株式682,400株	<u>682,400</u>	<u>682,400</u>

2013年5月1日付で、当社の発行済普通株式のすべてがインタートラスト・トラスティーズ(ケイマン)リミテッドからインタートラスト・エス・ピー・ヴィー(ケイマン)リミテッドに譲渡された。

7. 財務リスクの管理

本注記は、各リスクに対する当社のエクスポージャー、リスクの測定および管理に対する当社の目的、方針および手順、ならびに当社の資本管理についての情報を記載している。取締役会は、当社の財務リスクの管理体制の確立と監視について全体的な責任を負う。

当社は、金融商品を用いることから生じる信用リスクについてエクスポージャーを有する。信用リスクは、取引相手方が契約義務の履行を怠った場合の当社に対する金融損失リスクである。関連当事者の債権とは、親会社に対する債権である。経営陣は、かかる関係の結果生じる金融損失を見込んではいない。流動性リスクとは、期日に、当社が財務上の支払債務を履行することができないリスクである。当社は、いかなる流動性リスクにも晒されていない。当社は、金融資産および金融負債が無利息であるため、金利リスクに晒されていない。当社は通貨リスクに晒されていない。

未収顧客債権および未収収益は継続的に監視され、フォローアップされる。グループは、債務者が重大な財務上の困難または債務不履行に陥っている兆候、破産の可能性を監視し、債務者との連絡に問題があるかどうか、および関連する信用リスクを管理するため、債務者と関連する紛争がないかどうかを検討する。未収収益に関して、報告日現在、債務者が支払義務を履行しないという兆候はないため、減損も支払期日経過もない。未収収益はすべて、期末日以降に請求され、支払われた。

8. 資本リスクの管理

当社は、当社が継続企業として確実に存続できるように資本の管理を行っている。

当社の資本は発行済株式資本からなる。当社は日本証券業協会により最低5,000万円の純資産または日本銀行の公式為替レート使用で同等額の米ドル(2024年12月31日現在、317,485米ドル(2023年:353,607米ドル))を維持することが要求される。当社は、2024年12月31日に終了した年度(107,469,644円)および2023年12月31日に終了した年度(96,491,360円)で当該要件に従った。

9. 後発事象

経営陣は、本財務書類が公表可能となった日である2025年4月30日までの期間において、その他の後発事象について気づいた点はなかった。

[次へ](#)

CS (Cayman) Limited
Statement of Financial Position
December 31, 2024

<i>(stated in United States dollars)</i>	Note	2024	2023
Assets			
Current Assets			
Accrued income		\$ -	\$ 148,900
Due from Parent	5	699,800	533,500
		<u>699,800</u>	<u>682,400</u>
Total assets		<u>\$ 699,800</u>	<u>\$ 682,400</u>
Liabilities and Shareholder's Equity			
Current liabilities			
Deferred revenue		\$ 1,100	\$ -
		<u>1,100</u>	<u>-</u>
Noncurrent liabilities			
Deferred revenue		\$ 16,300	-
		<u>16,300</u>	<u>-</u>
Total liabilities		<u>17,400</u>	<u>-</u>
Shareholder's equity			
Share capital	6	682,400	682,400
Total liabilities and shareholder's equity		<u>\$ 699,800</u>	<u>\$ 682,400</u>

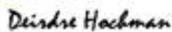
Approved on behalf of the Board of Directors on April 30, 2025

DocuSigned by:



Colin MacKay - Director

Signed by:



Deirdre Hochman - Director

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

CS (Cayman) Limited
Statement of Comprehensive Income
Year Ended December 31, 2024

<i>(stated in United States dollars)</i>	Note	2024	2023
Revenue			
Management fees	4	\$ 264,977	\$ 174,100
Expenses			
Intercompany recharges	5	228,577	138,100
Audit fees		36,400	36,000
		<u>264,977</u>	<u>174,100</u>
Total comprehensive income		<u>\$ -</u>	<u>\$ -</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

CS (Cayman) Limited
Statement of Changes in Equity
Year Ended December 31, 2024

<i>(stated in United States dollars)</i>	Note	Share Capital	Total
Balances at December 31, 2022		\$ 682,400	\$ 682,400
Balances at December 31, 2023		\$ 682,400	\$ 682,400
Balances at December 31, 2024	6	\$ 682,400	\$ 682,400

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

CS (Cayman) Limited
Statement of Cash Flows
Year Ended December 31, 2024

<i>(stated in United States dollars)</i>	Note	2024	2023
Cash flows from operating activities			
Total comprehensive income		\$ -	\$ -
Changes in			
Accrued income		148,900	(148,900)
Deferred revenue		17,400	
Due from Parent	6	<u>(166,300)</u>	<u>148,900</u>
Cash generated from operating activities		<u>-</u>	<u>-</u>
Net increase / (decrease) in cash and cash equivalents		-	-
Cash and cash equivalents			
Beginning of year		<u>-</u>	<u>-</u>
End of year		<u>\$ -</u>	<u>\$ -</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

CS (Cayman) Limited
Notes to Financial Statements
December 31, 2024

(stated in United States dollars)

1. Incorporation and Principal Activities

CS (Cayman) Limited (the "Company") was incorporated as an ordinary company on March 10, 2010 under The Companies Act of the Cayman Islands. The Company is also registered under the Securities Investment Business Act of the Cayman Islands as a Securities –Registered Person. The Company is a wholly owned subsidiary of Intertrust SPV (Cayman) Limited (the "Parent"), a company incorporated under the Companies Act of the Cayman Islands. Intertrust SPV (Cayman) Limited is ultimately owned by Corporate Service Company (Delaware), (the "Ultimate Parent"), a private company domiciled in United States of America.

The address of the Company's registered office is One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman, KY1-9005, Cayman Islands. The Company has no direct employees.

The Company primarily acts as a manager for trusts being offered publicly in Japan. The Company is regulated by the Japan Securities Dealer Association.

2. Basis of Preparation

Statement of Compliance

These financial statements are prepared in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by the International Accounting Standards Board ("IASB").

Certain new standards, amendments and interpretations to existing standards issued to date have neither been applied nor early adopted in preparing these financial statements. Management have assessed these new standards and does not expect any material impact on the Company's financial statements.

Functional and Presentation Currency

The financial statements are presented in United States dollars (USD), which is the Company's functional currency.

3. Material Accounting Policies

The accounting policies set out below have been applied consistently and the material accounting policies adopted by the Company are as follows:

a. Use of Estimates and Judgments

The preparation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the amounts reported in the financial statements and accompanying notes. Actual results may differ from these estimates. Estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognized in the period in which the estimates are revised and in any future periods affected.

b. Accrued Income

Accrued income is recognized initially at fair value then subsequently at amortized cost.

CS (Cayman) Limited
Notes to Financial Statements
December 31, 2024

(stated in United States dollars)

c. Revenue Recognition

Revenue is measured based on the consideration specified in a contract with a customer and excludes amounts collected on behalf of third parties. Revenue is recognized by the Company following the five-step model in IFRS 15, consisting of 1. Identification of the contract; 2. Identification of the performance obligations in the contract; 3. Determination of the transaction price; 4. Allocation of the transaction price to performance obligations in the contract, and 5. Recognition of the revenue.

The Company recognizes revenue when it satisfies its performance obligations. Revenue is deferred when the company has not satisfied its performance obligations. Fixed fee revenue generally relates to agreed services for which up-front price agreements are in place and these services are often billed in advance in part or in full.

The Company charges set up fees to new customers which are deferred over the estimated life of the customer. These fees are nonrefundable fees and don't involve the transfer of a good or service. Based on historical experience the Company has estimated its customer useful life to be 17 years.

d. Deferred Revenues

The Company's deferred revenues represent fees deferred related to set up fees charged to new customers. These fees are recognized into revenue evenly based on the estimated useful life of customers.

e. Provisions

A provision is recognized if, as a result of a past event, the Company has a present legal or constructive obligation that can be estimated reliably, and it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation. If the impact of time value of money is material, provisions are determined by discounting the expected future cash flows a pre-tax rate that reflects current market assessments of the time value of money and the risks specific to the liability. The unwinding of the discount is recognized as finance cost.

f. Income Taxes

No income, profit or capital gains taxes are levied in the Cayman Islands. Accordingly, no provision for such taxes is recorded in the accompanying financial statements. In the event that such taxes are levied, the Company has received an undertaking from the Cayman Islands Government that no such taxes will be levied until 2026.

g. Share Capital

Ordinary shares are classified as equity.

h. Financial Instruments

(i) Classification

A financial asset is any asset that is cash, a contractual right to receive cash or another financial asset or to exchange financial instruments under conditions that are potentially favorable, or an equity instrument of another enterprise. The Company's financial asset, which is classified as amortized cost, comprise trade receivables and amounts due from Parent.

CS (Cayman) Limited
Notes to Financial Statements
December 31, 2024

(stated in United States dollars)

A financial liability is any liability that is a contractual obligation to deliver cash or another financial asset or to exchange financial instruments with another enterprise under conditions that are potentially unfavourable. The Company holds no financial liabilities.

(ii) Recognition and Measurement

The Company recognizes financial assets and liabilities on the date it becomes a party to the contractual provisions of the instrument. Financial instruments are measured initially at fair value plus any direct attributable transaction costs.

Financial assets classified as amortized cost are subsequently measured using the effective interest rate method, less impairment losses, if any.

(iii) Derecognition

A financial asset is derecognized when it is sold or transferred, and the Company loses control over any rights that comprise that asset. A financial liability is derecognized when it is extinguished.

4. Revenue

Nature of Goods and Services

The Company has one service line which is managing trusts.

Disaggregation of Revenue

In the following table, revenue is disaggregated by major products / service lines and timing of revenue recognition.

Major Product / Service Lines	2024	2023	Type of Contract	Timing of Transfer
Recurring fixed fees	\$ 263,877	\$ 174,100	Fixed fee	Over time
Set up fees	<u>1,100</u>	<u>-</u>	Fixed fee	Over time
	<u>\$ 264,977</u>	<u>\$ 174,100</u>		

5. Related Party Transactions

The Company's intercompany expenses that are not on an arm's length basis recharged from the Parent included in the statement of comprehensive income are as follows:

	2024	2023
Professional fees	\$ 118,860	\$ 71,812
Administration fees	<u>109,717</u>	<u>66,288</u>
Intercompany recharges	<u>\$ 228,577</u>	<u>\$ 138,100</u>

CS (Cayman) Limited
Notes to Financial Statements
December 31, 2024

(stated in United States dollars)

At December 31, 2024, the Company had intercompany receivables amounting to \$699,800 (2023: \$533,500) due from the Parent. The Due from Parent balance is unsecured, interest free and repayable on demand. The carrying value of the amount due from parent approximates fair value as this is due on demand.

6. Share Capital

	2024	2023
Authorized		
2,000,000 common shares of \$1.00 each		
Issued		
682,400 common shares	682,400	682,400

On May 1, 2013, the total issued common shares of the Company were transferred from Intertrust Trustees (Cayman) Limited to Intertrust SPV (Cayman) Limited.

7. Financial Risk Management

This note presents information about the Company's exposure to each risk, the Company's objectives, policies and processes for measuring and managing risk, and the Company's management of capital. The Board of Directors has overall responsibility for the establishment and oversight of the Company's financial risk management framework.

The Company has exposure to credit risk from its use of financial instruments. Credit risk is the risk of financial loss to the Company if a counterparty fails to meet its contractual obligations. Amounts due from related parties are due from the Parent. Management does not expect any financial losses as a result of this relationship. Liquidity risk is the risk that the Company will not be able to meet its financial obligations as they fall due. The Company is not exposed to any liquidity risk. The Company is not exposed to interest rate risk as it has no interest-bearing financial assets or liabilities. The Company is not exposed to currency risk.

Outstanding customer receivables and accrued income are monitored and followed up continuously. The Group monitors debtors for indication that the debtor is experiencing significant financial difficulty or default, probability of bankruptcy and considers if there are problems contacting the debtors and any associated disputes with the debtor to manage the associated credit risk. With respect to the accrued income, it is neither impaired nor past due, as there are no indications as of the reporting date that the debtors will not meet their payment obligations. All accrued income was invoiced and paid subsequent to year end.

8. Capital Risk Management

The Company manages its capital to ensure that the Company will be able to continue as a going concern.

The capital structure of the Company consists of issued share capital. The Company is required by the Japan Securities Dealer Association to maintain a minimum net worth of ¥50,000,000, or its US dollar equivalent using the Bank of Japan's official exchange rate which at December 31, 2024

CS (Cayman) Limited
Notes to Financial Statements
December 31, 2024

(stated in United States dollars)

was \$317,485 (2023: \$353,607). The Company was in compliance with this requirement during the year ended December 31, 2024 (¥107,469,644) and December 31, 2023 (¥96,491,360).

9. Subsequent Events

Management has not noted any other subsequent events up to April 30, 2025 which is the date that the financial statements were available to be issued.

独立監査人の監査報告書

シーエス(ケイマン)リミテッド
取締役会各位

監査意見

我々の意見では、本財務書類が、IFRS会計基準に準拠して、シーエス(ケイマン)リミテッド(以下「会社」という。)の2024年12月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

会社の財務書類は以下により構成されている。

- ・ 2024年12月31日現在の財政状態計算書
- ・ 同日に終了した年度の包括利益計算書
- ・ 同日に終了した年度の資本変動計算書
- ・ 同日に終了した年度のキャッシュ・フロー計算書
- ・ 財務書類に対する注記(重要性がある会計方針の情報およびその他の説明情報により構成される)

意見の根拠

我々は、国際監査基準(以下「ISAs」という。)に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

独立性

我々は、国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士のための国際倫理規程(国際独立性基準を含む。)(以下「IESBA規程」という。)に従って会社から独立した立場にある。我々は、IESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。

財務書類に関する経営陣および統治責任者の責任

経営陣は、IFRS会計基準に準拠した財務書類の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣が会社の清算または運営の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、会社の財務報告プロセスを監視する責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、ISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

ISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ 会社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・ 使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・ 経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当監査報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、会社が継続企業として存続しなくなる原因となる可能性がある。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の事項

監査意見を含む本報告書は、我々の契約書の条項に従い、会社のためにのみ作成されたものであり、他の目的はない。我々は、監査意見を述べるにあたり、事前の書面による同意により明示的に同意された場合を除き、他のいかなる目的または本報告書が提示される、もしくは本報告書を入手する可能性のある他のいかなる者に対しても責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース

2025年4月30日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To the Board of Directors of CS (Cayman) Limited

Our opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of CS (Cayman) Limited (the Company) as at December 31, 2024, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards.

What we have audited

The Company's financial statements comprise:

- the statement of financial position as at December 31, 2024;
- the statement of comprehensive income for the year then ended;
- the statement of changes in equity for the year then ended;
- the statement of cash flows for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, comprising material accounting policy information and other explanatory information.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Responsibilities of management and those charged with governance for the financial statements
Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Company's financial reporting process.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the Company in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom

this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

April 30, 2025

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。